

－令和5年度－

組 合 の 概 要



海部地区環境事務組合

目 次

1 概況

(1) 位置・面積・人口等	1
(2) 沿革	3

2 組織・職員

(1) 組織図	10
(2) 職員の配置	11
(3) 事務分掌	11

3 予算・決算

(1) 令和5年度当初予算	14
(2) 令和4年度決算（見込み）	15
(3) 人口に対する市町村負担金の推移	15

4 施設・概要

(1) 八穂クリーンセンター	16
(2) 八開処分場	16
(3) 塩田緑苑多目的広場	17
(4) 塩田センター	17
(5) 新開センター	18
(6) 上野センター	18
(7) 日光川左岸し尿中継船係留土場	21

5 ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況	23
(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱	28
(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領	31
(4) 各種調査結果（八穂クリーンセンター）	34
(5) 各種調査結果（八開処分場）	39

6 し尿等処理事業

(1) 令和4年度新開センターし尿等処理実績	41
(2) 令和4年度上野センターし尿等処理実績	42
(3) 令和4年度し尿等処理実績（合計）	43
(4) 令和4年度し尿等搬出状況	44
(5) 年度別し尿等処理実績	44
(6) 各種調査結果	45

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）	49
(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例	53
(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則	54
(4) 新開センター施設運営に関する協定書	56
(5) 新開センター施設運営に関する協定書細目事項	57
(6) 用語解説	60
(7) 単位・記号の解説	64

1 概 況

1 概 況

(1) 位置・面積・人口等

当組合の立地する海部地域は、愛知県の西部に位置し、東は名古屋市に、北は稲沢市に接し、西は木曽川を隔て岐阜県及び三重県に隣接し、南は伊勢湾に臨み、その大部分が木曽川のデルタ地帯に属しており、管内市町村のほとんどが海拔ゼロメートル地帯である。

当組合は、海部地区4市2町1村で構成され、面積 198.41km²、人口286,256人、世帯数 123,027戸（令和5年4月1日現在）で大都市名古屋のベッドタウンとしての住宅地、米作を始め野菜や花卉等農産物の生産地、更には名古屋臨海工業地帯の一部として発展している。

ア) 面積

内訳 令和5年4月1日現在

市町村名	面積(km ²)	市町村名	面積(km ²)
津 島 市	25.09	大 治 町	6.59
愛 西 市	66.68	蟹 江 町	11.09
弥 富 市	48.28	飛 島 村	22.43
あ ま 市	18.25	合 計	198.41

※あま市の面積は旧基目寺町除く

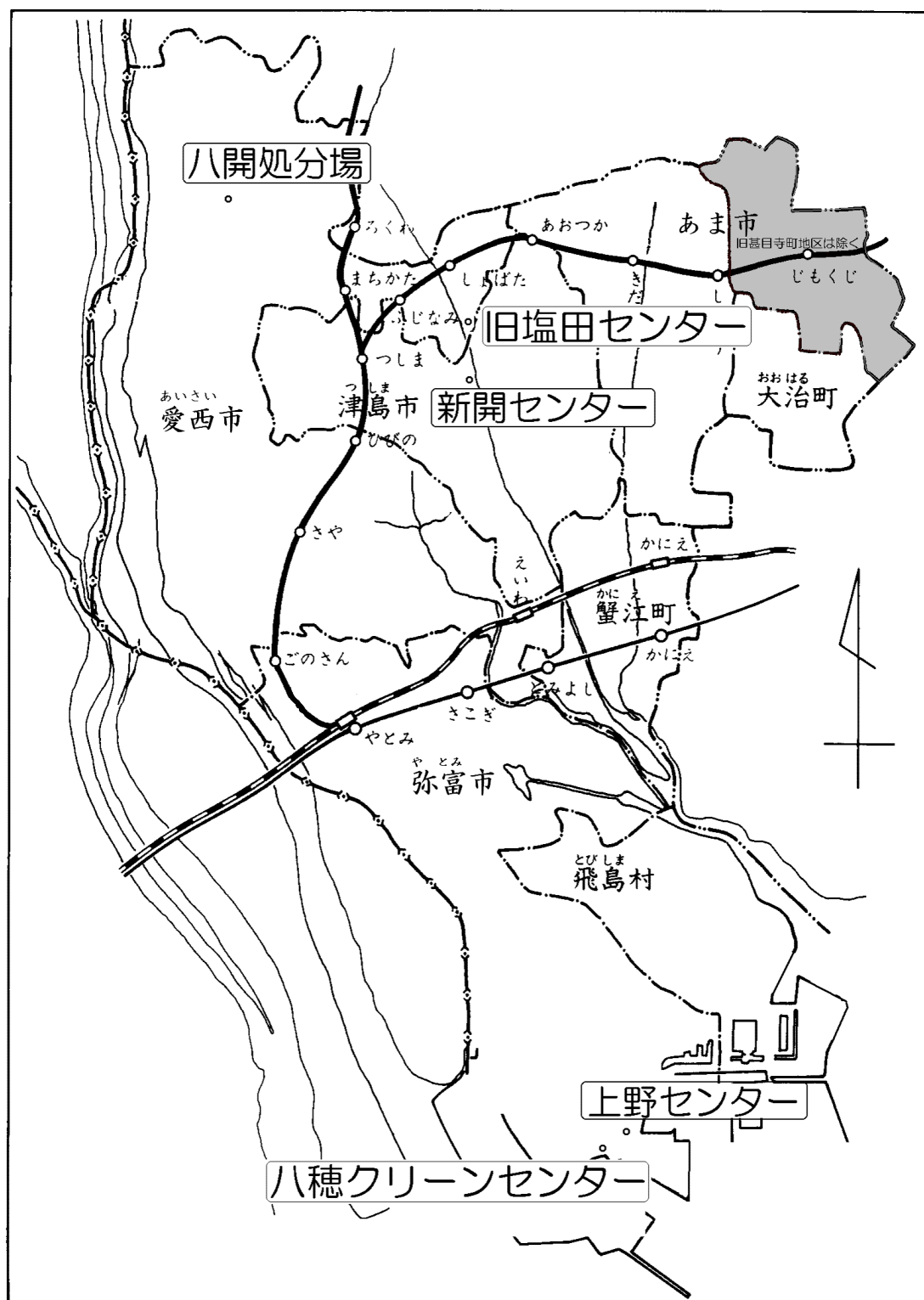
イ) 人口・世帯数

令和5年4月1日現在

市町村名	総人口(人)	世帯数(戸)
津 島 市	60,335	27,127
愛 西 市	61,378	24,151
弥 富 市	43,779	18,665
あ ま 市	45,689	19,615
大 治 町	33,372	14,570
蟹 江 町	37,065	17,155
飛 島 村	4,638	1,744
合 計	286,256	123,027

※あま市の人口・世帯数は旧基目寺町除く

ウ) 地図



J R
名鉄
近鉄

(2) 沿革

ア) 海部地区環境事務組合の設立

海部地区環境事務組合は、旧津島市ほか十一町村衛生組合及び旧海部津島衛生組合がそれぞれ個別に管理運営されることによる行政運営上の非効率的な面を改め、統合により広域行政の円滑化、効率化を図りつつ、ごみ処理施設、し尿処理施設の設置、管理運営及びこれらに附帯する事務並びに塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的として平成12年4月1日に地方自治法第284条第2項に基づき旧甚目寺町を除く4市3町村の構成自治体（津島市、愛西市、（旧佐屋町、立田村、八開村及び佐織町が平成17年4月1日合併）、弥富市（旧弥富町、十四山村が平成18年4月1日合併）、あま市（旧七宝町、美和町、甚目寺町が平成22年3月22日合併）、大治町、蟹江町、飛島村）で設立された地方公共団体の一部事務組合である。

年	沿 革
平成12年	2月10日付けで、津島市、七宝町、美和町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町の1市11町村をもって、ごみ処理施設の設置、し尿処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務及び塩田緑苑多目的広場の維持管理に関する事務の共同処理を目的とする海部津島環境事務組合の設立許可（41指令地第94号） 事務所の位置 津島市大字津島字新開128番地 12月1日付け（届出）組合規約の変更 事務所の住所変更 旧 津島市大字津島字新開128番地 新 津島市新開町二丁目212番地
13年	10月1日 弥富工場（仮称）ごみ受け入れ開始 10月16日 弥富工場（仮称）焼却作業（試運転）開始
14年	2月27日 弥富工場（仮称）建設工事完了（一部） 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 美和町長 副管理者 佐屋町助役 収入役 津島市収入役 5月31日 八穂クリーンセンター建設工事完了 6月1日 八穂クリーンセンター本格稼働 10月1日 上野センター脱水汚泥及びし渣の八穂クリーンセンターでの焼却処理開始
15年	2月17日 副管理者交代 佐屋町助役から立田村助役 5月30日 管理者始め二役交代 管理者 津島市長 副管理者 蟹江町長 副管理者 佐織町助役
16年	3月1日 給与等審議会設置 ・構成委員等：組合議会代表 管理者会代表（町代表、村代表） 経済界代表 労働界代表 弁護士 4月1日 管理者始め二役交代 管理者 弥富町長 副管理者 蟹江町長（継続） 収入役 弥富町助役 6月11日 給与等整備状況等調査会設置 ・構成委員等：各市町村及び海部事務所人事給与等担当課長等
17年	2月22日 上野センター改修工事着手 4月1日 組合規約の変更 構成団体数 12団体→9団体（2市5町2村）
18年	3月30日 上野センター改修工事完了 4月1日 組合規約の変更 ・組合名称 旧 海部津島環境事務組合 新 海部地区環境事務組合 ・構成団体数 9団体→8団体（3市4町1村） ・議員定数 26人→11人

	管理者就任 弥富市長 収入役就任 弥富市助役 副管理者交代 副管理者 美和町長・大治町助役 ・ 5月30日 副管理者交代 副管理者 蟹江町助役（H19. 4. 1 蟹江町副町長）
19年	・ 2月19日 管理者就任 弥富市長（弥富市長改選による） ・ 3月1日 海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例等制定（4月1日施行） ・ 4月1日 給与等審議会及び給与等整備状況等調査会廃止 会計管理者就任 弥富市会計管理者 ・ 4月27日 副管理者交代 副管理者 蟹江町長 ・ 5月1日 組織の見直し （八穂クリーンセンター運転管理体制5人×5班→4人×4班 1班委託） ・ 8月14日 エコアクション21認証取得
20年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 愛西市長・愛西市副市長 会計管理者 津島市会計管理者
21年	・ 4月1日 八穂クリーンセンター運転管理体制4人×4班→4人×3班 2班委託
22年	・ 3月22日 組合理約の変更 構成団体数 8団体→7団体（4市2町1村） ・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 愛西市長 副管理者 津島市長・弥富市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者 八穂クリーンセンター運転管理体制4人×3班→4人×2班 3班委託 ・ 8月3日 塩田センター解体工事着手
23年	・ 1月21日付け（届出）組合理約の変更 維持管理に要する経費の負担割合改正 ごみ処理施設：均等割 10/100→5/100 人口割 40/100→45/100 し尿処理施設：均等割 10/100→5/100 昼間人口割 45/100→50/100 ・ 12月16日 塩田センター解体工事完了
24年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 蟹江町長 副管理者 弥富市長・蟹江町副町長 会計管理者 蟹江町会計管理者 ・ 5月31日 八穂クリーンセンター灰溶融炉停止 ・ 7月6日付け（届出）組合理約の変更 住民基本台帳法の一部改正に伴い改正
25年	・ 4月1日 八穂クリーンセンター運転管理体制全面委託
26年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
27年	・ 2月2日 塩田緑苑プール跡地3,652.34㎡県へ売却 ・ 6月16日 八穂クリーンセンター第1期基幹的設備改良工事着手
28年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 あま市長 副管理者 津島市長・あま市副市長 会計管理者 あま市会計管理者 ・ 10月15日 新開センター脱水污泥の処分業者での資源化開始 ・ 11月7日 新開センターし渣の八穂クリーンセンターでの焼却開始
29年	・ 1月18日 新開センター污泥焼却設備廃止
30年	・ 2月5日 （許可）組合理約の変更 管理者及び副管理者の選任方法の変更 ・ 3月11日 八穂クリーンセンター第1期基幹的設備改良工事完了 ・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 津島市長 副管理者 愛西市長・津島市副市長 会計管理者 津島市会計管理者

	・ 7月2日 八穂クリーンセンター第2期基幹的設備改良工事着手
令和元年	・ 8月 中長期計画の策定
2年	・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 愛西市長 副管理者 弥富市長・愛西市副市長 会計管理者 愛西市会計管理者
3年	・ 6月3日 津島市鹿伏兎町の組合用地2,048.91㎡津島市へ売却
4年	・ 2月16日 八穂クリーンセンター第2期基幹的設備改良工事完了 ・ 4月1日 管理者始め三役交代 管理者 弥富市長 副管理者 あま市長・弥富市副市長 会計管理者 弥富市会計管理者
5年	・ 2月7日 八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37㎡中部電力パワーグリッド（株）へ売却

イ) 旧津島市ほか十一町村衛生組合の設立

津島市は、昭和29年に元寺町地内に15t/8hのバッチ炉を建設してごみを焼却処理してきたが、老朽化が進み発生量の大部分を埋立処理に依存していた。一方、蟹江・弥富・佐屋・佐織の4町は全て埋立によって処理していたが、昭和37年頃から工場、住宅等の進出、生活水準の向上に依るごみ量の増加により、衛生的、効率的にごみを処理する必要に迫られていた。このため、1市4町は、ごみの共同処理について協議し、昭和39年6月18日に津島市ほか四町衛生組合を設立するとともに、佐屋町大字日置地内に40t/8hのバッチ式の処理施設を建設し、焼却処理をしてきた。

その後、昭和47年頃からの予想を上回るごみの増加、炉の老朽化現象による能力の低下に伴い、昭和50年頃には、「新処理場」建設の気運が出てきた。時期を同じくして七宝町、美和町、大治町、十四山村、飛島村、立田村及び八開村の7町村から共同処理の参加希望があり、海部津島地域の広域行政の一環として、昭和51年11月15日に津島市ほか十一町村衛生組合へと組織替えをした。そこで、昭和52年11月佐織町大字諸桑地内に150t/24h×2基の焼却炉の建設に着手したところ、公害問題を心配した周辺住民36名から昭和53年9月に名古屋地裁に建設工事差止めの仮処分申請がなされ、昭和54年3月に建設工事の中止が決定した。

以来、工事再開について、周辺住民との間で公害防止関係はもちろんのこと、ごみ処理の原点にかえて協議、検討を重ね、その経緯を踏まえて特に、全国で初めて半乾式の塩化水素除去装置を導入するとともに、ごみの6分別や生ごみのたい肥化、廃プラスチックの減容化などごみの資源化、減量化に努めることとし、昭和56年10月工事を再開し、昭和58年3月に新焼却場が完成した。操業に当たっては公害防止協定などを締結し、昭和58年9月から平成13年10月まで操業した。

※（工事差止め決定の内容）

- ① 塩化水素について規制目標値は700mg/Nm³ (430ppm)であるが、ごみ量・ごみ質の調査や分別収集が行われていないなどの理由により、この達成の可能性が極めて低いこと。
- ② 各種大気汚染物質濃度の規制目標が達成されるか否かについて現在・将来に亘って調査がなされていないこと。
- ③ 住民と公害防止対策、被害が生じた場合の補償措置等の問題について、具体的に協議した形跡が見当たらないこと。

以上の理由により、公害発生の蓋然性があると判断した。

従って、このまま建設、操業をすれば、社会生活上受忍の限度を超える公害の発生の恐れがあるので、公益的必要性を考慮しても被害を未然に回避するため工事を一時中止し、設備機能を再検討し、住民とも話し合って適当な善後策をとるべきである。

年	施 設 及 び 所 管 事 務 の 変 遷
昭和39年	・ 6月18日付けで津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町及び佐織町の1市4町をもって、ごみ処理場の建設及び維持管理事務の共同処理を目的とする津島市ほか四町村衛生組合の設立許可（39指令地第450号）事務所は津島市役所内に置く。
40年	・ 3月11日 佐屋処理場建設工事着工（40t/8h×1基）
41年	・ 3月10日 佐屋処理場完成 4月1日稼働
49年	・ 2月28日付けで組合規約の変更（49指令地第12-9号）負担金算定方法の改正（国調人口→登録人口・収集人口→投入実績割）
51年	・ 11月15日付けで組合規約の変更（51指令地第12-21号）津島市ほか十一町村衛生組合に名称変更、七町村加入、事務所の位置の変更（津島市役所→佐屋処理場）
52年	・ 11月9日 佐織町大字諸桑地内で新処理場着工（150t/24h×2基）
53年	・ 9月26日付けで宇治団地住民36名が名古屋地裁に建設工事差し止め仮処分申請
54年	・ 2月15日付けで組合規約の変更（53令地第8-8号）塩田緑苑の建設及び維持管理事務の共同処理を追加 ・ 3月27日付けで名古屋地裁建設工事の中止を決定
56年	・ 8月12日付けで工事再開に関する確認書を締結 ・ 10月5日 工事再開
57年	・ 5月4日 塩化水素除去装置設置工事着工
58年	・ 3月31日 新処理場完成 ・ 7月1日 廃プラスチック減容固化処理工場建設工事着工（飛島村） ・ 7月1日 ごみ高速たい肥化工場建設工事着工（美和町） ・ 9月4日付けで公害防止協定締結 ・ 9月6日 火入れ式 9月12日 試運転開始 ・ 3月31日 ごみ高速たい肥化工場完成 4月9日稼働
59年	・ 4月11日 清掃工場竣工式 ・ 4月27日 塩田緑苑プール建設工事着工 7月15日完成 ・ 5月30日 廃プラスチック減容固化処理工場完成（5月18日試運転） ・ 6月1日 佐屋処理場建物撤去工事着工 8月31日完了 ・ 7月18日 塩田緑苑プール佐織町に譲渡 ・ 9月1日付けで組合規約の変更（59令地第4-4号）事務所の位置の変更（佐屋処理場→清掃工場） ・ 10月31日 塩田緑苑多目的広場建設工事着工
60年	・ 3月11日 塩田緑苑多目的広場完成 4月1日供用開始 ・ 5月18日付けで組合規約の変更（60令地第40号）ごみ処理場→ごみ処理施設 塩田緑苑の建設及び維持管理→塩田緑苑多目的広場の維持管理 ・ 8月20日付けで組合規約の変更（60令地第45号）助役→副管理者2名
61年	・ 2月25日付けで組合規約の変更（60令地第40-12号）ごみ処理施設の維持管理に要する経費の負担割合 均等割20/100→10/100 人口割40/100→40/100 投入実績割40/100→50/100
平成4年	・ 3月27日 ごみ高速たい肥化工場搬入停止 ・ 4月17日 同工場建物撤去工事着工 6月10日完了
9年	・ 5月9日付けで宇治団地住民28名が名古屋地裁に「清掃工場操業禁止仮処分」を申請 ・ 同年9月10日 和解

10年	・ 3月28日 廃プラスチック減容固化処理工場搬入停止 ・ 7月31日 (仮称) 弥富工場建設工事着工 ・ 9月1日 廃プラスチック減容固化処理工場建物撤去工事着工 9月30日完了
12年	・ 4月1日 海部津島環境事務組合発足(組合統合により名称変更) (津島市ほか十一町村衛生組合、海部津島衛生組合統合)

ウ) 旧海部津島衛生組合の設立

昭和30年頃から、工業の発達による化学肥料の普及と農業形態の改善等を背景とした国・都道府県の施策により、収集し尿の処理施設が全国的に設置されるようになった。このような情勢の中、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の1市7町村は、し尿の共同処理について協議を重ね、昭和41年9月13日に海部津島衛生組合を設立し、昭和44年4月に津島市新開地内に消化方式のし尿処理場(100kℓ/日能力)を建設、処理事業を開始した。

その後、地場産業である弥富の金魚池や立田の蓮根田へのし尿の自家処理量が予測を越えて激減したことから、組合管内の絶対処理量が急増し、昭和46年頃には「新処理場」建設の気運が出てきた。時期を同じくして、七宝町、美和町、大治村(現大治町)及び八開村の4町村から共同処理の参加希望があり、昭和48年3月1日新加入により組織は1市11町村に拡大した。そして、鍋田干拓上野地内に、県企業局より用地を購入し、昭和50年4月1日、酸化方式(150kℓ/日能力)の処理場を建設した。

昭和50年3月6日に津島の処理場を第一事業所と改称し、新処理場を第二事業所とした。

当時、経済成長期にあって、住環境の社会的変化に伴うし尿浄化槽の普及は著しかった。このため、当組合でもし尿浄化槽汚泥処理施設建設計画が浮上し、昭和54年4月に100kℓ/日能力、し尿浄化槽汚泥処理施設を第二事業所に増設した。

地盤沈下対策上、県の地下水揚水規制を受ける第二事業所の2基の揚水施設が機能低下をきたしたため、緊急に代替用水導入設備工事を行い、昭和55年11月1日に地下水から県水(現工業用水)に全面的に切替えた。

昭和56年5月水質汚濁防止法の改正(伊勢湾総量規制)により第一事業所に高速沈殿方式の三次処理施設を増設した。

昭和63年3月に第二事業所の汚泥焼却施設などの老朽化のため基幹的施設整備工事を行った。

平成3年度の第二事業所機能向上施設に関する3カ年計画書に基づき、平成4年6月に増加する浄化槽汚泥をし尿処理施設で弾力的に対応し混合処理するため汚泥脱水装置更新整備工事を施工。平成6年1月に、し尿処理施設の水質安定向上のため高度処理設備整備工事、平成7年3月には増加する浄化槽汚泥に対応するため水処理系整備工事を行った。

第一事業所処理施設の老朽化及び平成5年10月1日付け水質汚濁防止法施行令の一部改正により窒素、リンの排出規制基準が達成困難なため、平成8年6月施設更新工事に着手した。平成10年9月30日に膜分離高負荷脱窒素処理方式(135kℓ/日能力)の処理棟が完成し、10月1日より供用開始した。平成11年8月31日には施設更新工事の残りの管理棟が完成した。

年	沿 革
昭和41年	・ 9月13日付けで、津島市、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村及び佐織町の1市7町村をもって、し尿処理場の建設及び維持管理並びにこれらに附随する事務の共同処理を目的とする海部津島衛生組合の設立許可(41指令地第94号) - 事務所は、津島市役所内に置く
43年	・ 1月5日 津島処理場建設工事着手(消化方式 100kℓ/日能力)
44年	・ 1月4日 津島処理場完成 ・ 4月1日 稼働
46年	・ 8月16日 管理者始め三役交代(新佐織町 旧津島市)

47年	・ 3月31日付けで、組合規約の変更（47指令地第49号） 事務所の位置の変更（津島市役所→津島処理場）
48年	・ 3月1日付けで、組合規約の変更（48指令地第11-5号） 七宝町、美和町、大治村及び八開村加入 ・ 12月10日 弥富町大字鍋田地内で新処理場着手（酸化方式 150kℓ/日能力）
50年	・ 3月6日 施設名称「し尿処理場」を「事業所」に改め、津島の施設を「第一事業所」 弥富の新処理場を「第二事業所」とする ・ 3月31日 第二事業所し尿処理施設完成 ・ 4月1日 第二事業所し尿処理施設稼働 ・ 7月2日付けで、組合規約の変更（49指令地第12-22号） し尿収集運搬事業の削除並びに負担金算定方法の改正（国勢調査人口→登録人口）及び 建設負担割合の改正 ・ 8月17日 管理者始め三役交代（新津島市 旧佐織町）
51年	・ 2月12日付けで、組合規約の変更（50指令地第12-16号） 大治村→大治町
52年	・ 12月13日 し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事着手（第二事業所） （し尿浄化槽汚泥処理施設 100kℓ/日能力）
54年	・ 3月31日 し尿浄化槽汚泥処理施設増設工事完成 ・ 4月1日 稼働
55年	・ 4月25日 第二事業所受水槽等建設工事着手（受水槽・FRP250m³/槽×4槽、 用水布設管φ200mm×1,467m） ・ 10月15日 第二事業所受水槽等建設工事完成 ・ 10月25日 第一事業所三次処理施設建設工事着手（高速沈澱方式） ・ 11月1日 第二事業所受水槽等使用開始（地下水から県水へ切替通水）
56年	・ 5月25日 第一事業所三次処理施設完成
62年	・ 3月23日付けで、組合規約の変更（61令地第70-5号） 負担金算定方法の改正 1）均等割 20/100→10/100 2）人口割 40/100→45/100 3）収集人口割 40/100→昼間人口割 45/100
63年	・ 3月31日 第二事業所基幹的施設整備工事完成
平成	・ 2月26日 第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料届出県知事受理（No.314）
3年	・ 3月30日 第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料届出県知事受理（No.316）
4年	・ 2月24日付けで、組合規約の変更（3令地第40-19号） 監査委員・学識経験者→監査委員・識見を有する者 ・ 4月1日 第二事業所脱水汚泥処分委託開始 ・ 4月17日 第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事着手 ・ 5月26日 管理者交代（新佐織町 旧津島市） ・ 6月1日 助役、収入役交代（新佐織町 旧津島市） ・ 6月30日 第二事業所汚泥脱水装置更新整備工事完成
5年	・ 6月2日 管理者始め三役交代（新十四山村 旧佐織町） ・ 6月2日 第二事業所高度処理設備整備工事着手
6年	・ 1月31日 第二事業所高度処理設備整備工事完成 ・ 7月7日 第二事業所水処理系整備工事着手
7年	・ 3月27日 第二事業所水処理系整備工事完成 ・ 6月5日 管理者始め三役交代（新飛島村 旧十四山村） ・ 11月21日 第一事業所用地170.52m²県へ売却（県道拡幅）

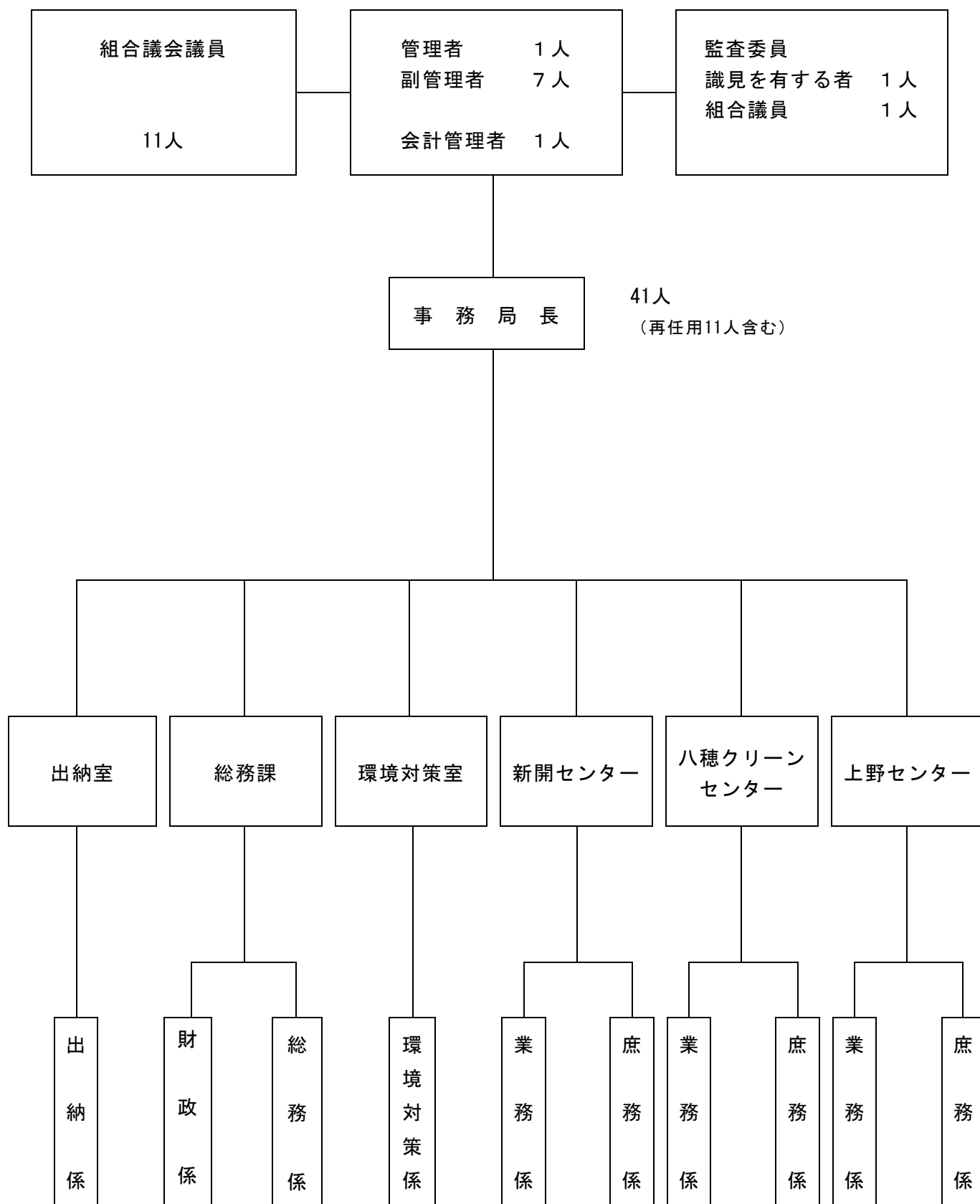
8年	・ 4月18日 管理者交代（新蟹江町 旧飛島村） ・ 4月19日 助役、収入役交代（新蟹江町 旧飛島村） ・ 6月28日 第一事業所し尿処理施設建設（更新）工事着手 （膜分離高負荷脱窒素処理方式 135kℓ/日能力）
10年	・ 5月6日 第二事業所乾燥汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出書県知事受理（No.314） ・ 5月15日 管理者交代（新津島市 旧蟹江町） ・ 5月16日 助役、収入役交代（新津島市 旧蟹江町） ・ 8月17日 第一事業所消化脱水汚泥の特殊肥料生産事業廃止届出書県知事受理（No.316） ・ 9月30日 第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）完成 ・ 10月1日 第一事業所し尿処理施設建設工事（処理棟）供用開始 ・ 11月9日 第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事着手
11年	・ 3月19日 第二事業所し尿処理施設トラックスケール設置工事完成 ・ 8月31日 第一事業所し尿処理施設建設工事（管理棟）完成
12年	・ 1月26日付けで、組合解散届出書を県知事宛提出 ・ 3月31日 海部津島環境事務組合への統合により解散

2 組織・職員

2 組織・職員

(1) 組織図

令和5年4月1日現在



(2) 職員の配置

(令和5年4月1日)

単位：人

所 属 \ 職 名	事 務 局 長	次 長	課 長・所長・代理 課長・所長・室長	主 幹	補 佐	係 長	主 査	技 師	主 事	合 計
事 務 局	1									1
総 務 課			1		1				4	6
総 務 係					1				3	4
財 政 係									1	1
新 開 セ ン タ ー			1			1	1	3	1	7
庶 務 係							1		1	2
業 務 係						1		3		4
八 穂 ク リ ー ン セ ン タ ー			2		2	1	6	5	4	20
庶 務 係							2		4	6
業 務 係					2	1	4	5		12
上 野 セ ン タ ー			(1)			(1)	2	2		4
庶 務 係							1			1
業 務 係						(1)	1	2		3
環 境 対 策 室			(1)				1	2	(1)	3
出 納 室			(1)			(1)			(4)	0
合 計	1	0	4	0	3	2	10	12	9	41

※ () 内は所属の兼務

(3) 事務分掌

総務課

総務係

- (1) 秘書用務に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) ほう賞及び表彰に関すること。
- (4) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び旅費に関すること。
- (6) 公平委員会に関すること。
- (7) 退職給与及び職員の共済に関すること。
- (8) 職員団体に關すること。
- (9) 職員の研修及び教養に関すること。
- (10) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (11) 公告式に関すること。
- (12) 条例、規則等の審査に関すること。
- (13) 公印の保管に関すること。
- (14) 文書の收受及び発送に関すること。
- (15) 完結文書の整理保存に関すること。
- (16) 組合議会に関すること。

- (17) 監査に関すること。
- (18) 工事、物件等の競争入札参加資格審査に関すること。
- (19) 事務引継に関すること。
- (20) 訴訟に関すること。
- (21) 事務の近代化に関すること。
- (22) 庁中構内の取締りに関すること。
- (23) 自動車の管理に関すること。
- (24) 防災に関すること。
- (25) 庁中並びに庁外会議に関すること。
- (26) 庶務事務に係るセンターとの連絡調整に関すること。
- (27) 他の係又はセンターの所管に属さないこと。

財政係

- (1) 組合財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び予算統制に関すること。
- (3) 財政状況の公表及び財政統計調査に関すること。
- (4) 地方債に関すること。
- (5) 財産の管理に関すること。
- (6) 競争入札及び契約に関すること。
- (7) 塩田緑苑に関すること。
- (8) 用度に関すること。
- (9) 職員の貸与品に関すること。
- (10) 財務会計に係るセンターとの連絡調整に関すること。
- (11) その他財務に関すること。

出納室

出納係

- (1) 現金の出納（小切手の振出しを含む。）、保管に関すること。
- (2) 有価証券諸証書の出納及び保管に関すること。
- (3) 物品の出納、保管に関すること。
- (4) 支出負担行為の確認に関すること。
- (5) 収入及び支出命令の審査に関すること。
- (6) 指定金融機関等に関すること。
- (7) 一時借入金に関すること。
- (8) 決算に関すること。
- (9) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

環境対策室

- (1) ごみ及びし尿処理施設の運転及び維持管理に伴う測定分析及び環境調査等に関すること。
- (2) 環境対策に関する情報の収集公開に関すること。
- (3) 公害防止対策及び法令等に係る調査に関すること。
- (4) ごみ処理に伴う廃水処理に関すること。
- (5) 所管事務に係る庶務及び財務会計に関すること。
- (6) その他環境に係る施策全般に関すること。

新開センター

業務係

- (1) し尿処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
- (2) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 計量に関すること。
- (4) 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (5) 住民対話に関すること。
- (6) 啓蒙、視察等に関すること。
- (7) その他し尿処理全般に関すること。

庶務係（各センター共通）

- (1) 所属職員の手当及び旅費に関すること。
- (2) 所属職員に係る総務課との連絡調整に関すること。
- (3) 所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (4) センターの文書の收受及び発送に関すること。
- (5) センターの完結文書の整理保存に関すること。
- (6) センターの事(業)務に係る財務会計に関すること。
- (7) その他所属職員全般に関すること。

八穂クリーンセンター

業務係

- (1) ごみ処理に係る企画調整並びに受入れ計画に関すること。
- (2) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (3) 計量及び手数料の徴収並びに収入に関すること。
- (4) 焼却残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (5) 事業系一般廃棄物の受入れ承認に関すること。
- (6) 最終処分場に関すること。
- (7) 住民対話に関すること。
- (8) 八穂クリーンセンター運営協議会に関すること。
- (9) 啓蒙、視察等に関すること。
- (10) 資源化及びその他の調査、研究に関すること。
- (11) その他ごみ処理全般に関すること。

上野センター

業務係

- (1) 施設の運転及び維持管理に関すること。
- (2) 計量に関すること。
- (3) 処理残渣等の搬出及び処理処分に関すること。
- (4) 住民対話に関すること。
- (5) 啓蒙、視察等に関すること。

3 予算・決算

3 予算・決算

(1) 令和5年度当初予算

組合の予算で歳入の主なものは、構成市町村からの負担金で72.20%である。

歳出の主なものは、処理場費で、ごみ処理費のごみ処理施設整備業務委託費用等である。

歳入

(単位：千円、%)

区分	令和5年度予算		令和4年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	2,086,518	72.20	1,955,646	75.00	130,872	6.69
使用料及び手数料	323,300	11.19	323,250	12.40	50	0.02
財産収入	78	0.00	41	0.00	37	90.24
寄附金	1	0.00	1	0.00	0	0.00
繰入金	170,000	5.88	127,000	4.87	43,000	33.86
繰越金	40,000	1.39	40,000	1.53	0	0.00
諸収入	270,002	9.34	161,729	6.20	108,273	66.95
歳入合計	2,889,899	100.00	2,607,667	100.00	282,232	10.82

歳出

(単位：千円、%)

区分	令和5年度予算		令和4年度予算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	383	0.01	382	0.01	1	0.26
総務費	70,315	2.43	108,458	4.16	△38,143	△35.17
処理場費	2,533,453	87.67	2,211,476	84.81	321,977	14.56
公債費	280,748	9.72	282,351	10.83	△1,603	△0.57
予備費	5,000	0.17	5,000	0.19	0	0.00
歳出合計	2,889,899	100.00	2,607,667	100.00	282,232	10.82

(2) 令和4年度決算（見込み）

歳入

（単位：円、％）

区分	令和4年度決算		令和3年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
分担金及び負担金	1,955,646,000	71.06	1,982,883,000	56.53	△27,237,000	△1.37
使用料及び手数料	317,340,000	11.53	343,969,800	9.81	△26,629,800	△7.74
国庫支出金	0	0.00	336,311,000	9.59	△336,311,000	△100.00
財産収入	2,832,109	0.11	27,229,867	0.78	△24,397,758	△89.60
寄附金	0	0.00	0	0.00	0	-
繰入金	156,822,000	5.70	78,540,000	2.24	78,282,000	99.67
繰越金	55,365,831	2.01	43,633,105	1.24	11,732,726	26.89
諸収入	263,998,528	9.59	170,219,758	4.85	93,778,770	55.09
組合債	0	0.00	524,900,000	14.96	△524,900,000	△100.00
歳入合計	2,752,004,468	100.00	3,507,686,530	100.00	△755,682,062	△21.54

歳出

（単位：円、％）

区分	令和4年度決算		令和3年度決算		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
議会費	295,422	0.01	290,217	0.01	5,205	1.79
総務費	129,974,925	4.97	129,721,229	3.76	253,696	0.20
処理場費	2,203,901,986	84.27	3,107,462,350	90.01	△903,560,364	△29.08
公債費	280,999,373	10.75	214,846,903	6.22	66,152,470	30.79
予備費	0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳出合計	2,615,171,706	100.00	3,452,320,699	100.00	△837,148,993	△24.25

(3) 人口に対する市町村負担金の推移

年度	市町村負担金 (千円)	人口 (人)	一人あたりの 平均負担額 (円)
平成26	2,366,868	295,050	8,022
平成27	2,326,350	294,353	7,903
平成28	2,286,658	293,736	7,785
平成29	2,202,909	293,532	7,505
平成30	2,158,134	292,017	7,390
令和元	2,105,165	291,434	7,223
令和2	2,035,740	291,106	6,993
令和3	1,982,883	289,481	6,850
令和4	1,955,646	287,121	6,811
令和5	2,086,518	286,256	7,289

4 施設・概要

4 施設・概要

- (1) 八穂クリーンセンター（〒498-0068 弥富市鍋田町八穂399番地3）
敷地面積 49,969.06㎡

工 期	平成10年7月～平成14年5月		
処理能力	110t/24h×3基（全連続燃焼式） 131t/日 リサイクルプラザ		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造		
建築面積	12,884.22㎡（延べ31,366.31㎡）		
総事業費	27,428,093千円（用地・造成等を含む）		
財源内訳	国庫補助金	9,588,307千円	（内返還額 542,745,591円）
	県補助金	369,479千円	（ " 20,925,913円）
	起 債	15,138,800千円	（内繰上償還 301,329,134円）
	一般財源	2,331,507千円	
施工業者	三菱重工業株式会社		

- ア）平成13年10月よりごみ搬入を開始し、10月16日より焼却作業（試運転）を開始した。
イ）平成14年6月三菱重工業株式会社より引き渡しを受け本格稼働した。
ウ）平成22年7月損害賠償請求事件和解成立により、和解金2,090,039,178円を三菱重工（株）より入金した。
エ）平成24年5月31日をもって、灰溶融炉を停止した。
オ）平成24年12月3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を始めとした循環型社会の形成と効率的な一般廃棄物処理事業を推進するため、海部地区循環型社会推進地域計画を策定した。
カ）平成25年度八穂クリーンセンターの延命化、長寿命化の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関し計画的な基幹的設備改良に資する長寿命化計画を策定した。
キ）平成27年7月から平成29年12月まで第1期基幹的設備改良工事を実施した。
ク）平成29年3月長寿命化計画（平成25年度策定）を改正し、長寿命化総合計画を策定した。
ケ）平成29年12月海部地区循環型社会推進地域計画（第2期）を策定した。
コ）平成30年3月長寿命化総合計画を改正した。
サ）平成30年7月から令和4年3月まで第2期基幹的設備改良工事を実施した。
シ）令和4年3月低速回転式破碎機を更新した。
ス）令和5年2月7日八穂クリーンセンター内鉄塔敷地90.37㎡を中部電力パワーグリッド（株）へ売却した。

- (2) 八開処分場（愛西市二子町上丸島地内）
敷地面積 5,671㎡（民有地借地）

埋立期間	平成元年 4 月～平成14年 3 月		
埋立容量	14,500m ³		
構 造	全	周	鋼矢板Ⅱ型・ウエルポイント
	全	面	遮水シート（PVC1.5mm）
	敷 地 全	周	鋼板フェンス（2.5m）
	調 整	槽	200m ³
	汚水処理施設	15m ³ /日	
事 業 費	245,920千円（鋼矢板・ウエルポイントの運転管理費含む）		

財源内訳	一般財源 245,920千円
施工業者	株式会社杉本組・藤吉工業株式会社

- ア) 埋立地確保難等に伴い、小規模の田畑等へ農閑期に短期埋立処分をするため、平成4年度に八開処分場を中継基地化したが、塩田センターの操業終了（平成13年10月）に伴い焼却灰等の搬入も終了した。
- イ) 埋立地からの汚水の浸出を防止するため、全面遮水シートを設けており、保有水は平成4年度に設置した汚水処理施設で処理している。
- ウ) 埋立地の浸出水の安定化のため、汚水処理施設を運転中。

- (3) 塩田緑苑多目的広場（愛西市諸桑町塩田110番地）
敷地面積 16,566㎡（プール用地を含まず）

工 期	昭和59年10月～昭和60年3月
施 設 等	野球場 1面 ゲートボール場 1面 緑苑プール（愛西市へ無償譲渡） 25mプール 1 幼児用プール 1 児童広場 駐車場・その他
総事業費	424,488千円（用地を含む）
財源内訳	起 債 293,400千円 一般財源 131,088千円
施工業者	住田建設株式会社（多目的広場） 天王建設株式会社（プール）

- ア) 塩田センター周辺の環境対策の一環として整備したもので、昭和60年4月から供用を開始している。
- イ) 野球場利用実績（令和4年度）
- 1) 許可数 709件（抽選及び公用による）
 - 2) 使用数 537件
- ウ) 平成27年2月2日付けで、県に塩田緑苑プール跡地を売却。

- (4) 塩田センター（愛西市諸桑町塩田22番地）
敷地面積 12,299.24㎡

工 期	昭和52年11月～昭和58年3月
焼却能力	150t/24h×2基（全連続燃焼式）
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築面積	2,648.544㎡（延べ3,711.922㎡）
総事業費	3,195,110千円（用地費を含む）
財源内訳	国庫補助金 1,154,925千円 県補助金 433,096千円 起 債 1,055,700千円

	一 般 財 源 551,389千円
施 工 業 者	三 菱 重 工 業 株 式 有 限 公 司

ア) 平成13年9月末でごみの搬入を停止し、10月15日をもって焼却作業も終了した。

イ) 平成14年6月1日付けで、県に休止届を提出。

ウ) 平成19年6月8日付けで、県から財産処分承認通知。

(平成19年6月5日付けの環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から財産処分承認)

エ) 平成22年8月3日から平成23年12月16日の工期で解体工事完了。

オ) 平成23年10月31日付けで、県に廃止届を提出。

カ) 平成24年1月13日付けで、環境省及び県に財産処分完了報告書を提出。

(5) 新開センター(〒496-0071 津島市新開町二丁目212番地)

敷地面積 10,224.38㎡

工 期	平成8年6月27日～平成11年8月31日
方式・能力	膜分離高負荷脱窒素処理方式 135kℓ/日
総 事 業 費	4,629,850千円
財 源 内 訳	国庫補助金 1,088,258千円 県 補 助 金 252,310千円 起 債 2,844,200千円 一 般 財 源 445,082千円
施 工 業 者	アタカ工業株式会社

(6) 上野センター(〒498-0067 弥富市上野町2番地15)

敷地面積 27,326.95㎡

ア) し尿処理施設

工 期	昭和48年12月～昭和50年3月
方式・能力	酸化処理方式 150kℓ/日
総 事 業 費	1,459,294千円
財 源 内 訳	国庫補助金 138,549千円 県 補 助 金 44,050千円 起 債 1,072,500千円 一 般 財 源 204,195千円
施 工 業 者	三 菱 重 工 業 株 式 有 限 公 司

イ) し尿浄化槽汚泥処理施設

工 期	昭和52年12月～昭和54年3月
方式・能力	好気性処理方式 100kℓ/日
総 事 業 費	630,000千円
財 源 内 訳	国庫補助金 315,000千円 県 補 助 金 105,000千円 起 債 199,600千円

	一 般 財 源 10,400千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

※施設の改修等

1) 受水槽建設工事及び用水取付管布設工事

工 期	昭和55年4月～昭和55年11月
方式・能力	250m ³ /槽×4槽 用水布設管φ200mm×1,467m
総事業費	182,910千円
財源内訳	県補助金 45,727千円 起 債 109,700千円 一 般 財 源 27,483千円
施 工 業 者	三菱樹脂株式会社、三菱重工業株式会社他

(代替用水導入設備工事)

2) 基幹的施設整備工事

工 期	昭和62年8月～昭和63年3月
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 二段焼却装置→真空乾燥装置 し尿浄化処理施設(100kℓ/日) ドラムスクリーン、スクリーンプレス、攪拌ブロワ
総事業費	510,000千円
財源内訳	国庫補助金 247,580千円 起 債 198,100千円 一 般 財 源 55,320千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

3) 汚泥脱水装置更新整備工事

工 期	平成4年4月17日～平成4年6月30日
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 遠心分離機更新: 4.5m ³ /h×3台→10.0m ³ /h×2台
総事業費	220,420千円
財源内訳	起 債 161,100千円 一 般 財 源 59,320千円
施 工 業 者	三菱重工業株式会社

4) 高度処理設備整備工事

工 期	平成5年6月2日～平成6年1月31日
改修事項	し尿処理施設(150kℓ/日) 遠心分離機更新: 10.0m ³ /h×1台 高度処理設備の増設

総事業費	190,035千円
財源内訳	一般財源 190,035千円
施工業者	三菱重工業株式会社

5) 水処理系整備工事

工 期	平成6年7月7日～平成7年3月27日
改修事項	し尿処理施設（150kℓ/日）：貯留曝気槽増設 200m ³ し尿浄化処理施設（100kℓ/日）：分離液槽増設 150m ³
総事業費	246,170千円
財源内訳	起 債 119,800千円 一般財源 126,370千円
施工業者	三菱重工業株式会社

6) 上野センター改修工事

工 期	平成17年2月22日～平成18年3月31日
改修事項	水槽補修工事（15槽） 脱臭設備の更新 夾雑物除去装置（細目スクリーン、スクリュープレス増設）、 汚泥脱水装置2台増設（計6台、80m ³ /H） 主処理設備の改造（脱窒素処理方式）
総事業費	1,331,400千円
財源内訳	起 債 1,170,400千円 一般財源 161,000千円
施工業者	三菱重工業株式会社

※改修工事の経過

現在稼働中の上野センターは、稼働後約30年が経過し、各設備の老朽化が著しいため、改修工事を施工した。施工するにあたっては、管内4ブロックの代表の市町村長と町村会長の計5名の市町村長からなるし尿処理部会（会長美和町長）を発足し、平成15年11月7日の第1回し尿処理部会を始め計7回の部会を開催し、改修工事について検討を行った。また、環境事務組合内においてもプロジェクトチームを作り詳細な検討を行い、工事を実施するにあたっては、平成16年度に上野センターの精密機能検査を中日本建設コンサルタント(株)に委託し、施設の問題点を正確に把握した発注仕様書を作成し、指名競争入札（6社）にて工事施工業者を決定した。工事の施工にあたっては、し尿及び浄化槽汚泥の受入処理を行いつつ、地元住民に迷惑をかけないように周辺環境に十分に配慮しながら、改修工事を施工した。

(7) 日光川左岸し尿中継船係留土場

し尿中継用敷地の目的で、愛知県知事より期限付占用の許可を受けているものである。

ア) 場 所 津島市鹿伏兔町稗田地内

イ) 占用面積等 棧橋敷 19.44㎡

係留船敷 808.00㎡

計 827.44㎡

係留保護物 2基

係留環 2ヶ所

照明灯 2基

ウ) 沿 革

昭和38年12月18日より昭和46年10月25日まで、津島市が愛知県知事からし尿中継用敷地として許可を得て使用(占用面積 277.78㎡)

S46.10.18 津島市に代わり衛生組合が占用許可申請(特記事項第二処理場建設までの暫定使用等)

S46.10.26 県知事許可(占用面積 277.78㎡)

S46.11.1 契約締結により余郷信次土場施設管理人となる

S47.5.4 占用許可(更新)

S47.8.14 愛知県処理海運(株)より4月1日付けにて申請の土場使用の件、衛生組合許可

S48.4.2 土場管理人契約を余郷信次と再締結

S48.7.14 (有)杉山産業より4月1日付けにて願い出のあった土場使用の件、衛生組合許可

S48.8.10 7月12日付け占用面積等変更の件、県知事許可

占用面積 277.78㎡ → 644.61㎡

棧橋 1ヶ所 → 2ヶ所

S49.4.1 占用許可(更新) 占用期間 昭和54年3月31日まで

S49.10.16 昭和50年4月1日以降鍋田処理場完成後土場使用禁止することについて管外土場使用市町村(一宮市他12市町村)及び土場使用2海運業者宛通知

S50.5.10 県知事宛廃止届(昭和50年3月31日廃止)

S50.8.7 津島土木事務所所長より工作物原形復旧指示

S51.5.7 関係2海運業者宛工作物撤去について組合再通知

S51.5.24 日光川河川敷利用について愛知県と話し合い

S51.6.21 愛知県海域利用協議会(県下18市町村、会長 一宮市長 森 銘太郎)との間で1年間の土場継続使用について合意。尚、土場は同協議会の管理運営となる

S54.5.21 衛生組合より土地の占用期間の更新並びに工作物の改築について許可申請

S54.6.1 5月21日付け申請の河川占用の件、県知事許可

占用面積 棧橋敷 19.44㎡

係留船敷 808.00㎡

計 827.44㎡

係留保護物 2基

係留環 2ヶ所

照明灯 2基

S54.6.4 土場管理人契約を余郷信次と再締結

S54.6.16 愛知海域利用協議会より土場利用期間6ヶ月延期依頼

S57.3.3 占用許可(更新) 占用期間 昭和62年3月31日まで

S62.3.24 占用許可(更新) 占用期間 昭和67年3月31日まで

H元.7.8 土場管理人契約相手方変更 余郷信次→(有)余郷商事

H3.9.12 河川法2級河川日光川筋における土地掘削等(高水法面ブロック張)行為の件、県知事許可

H4. 3. 13 占用許可（更新） 占用期間 平成 9 年 3 月 31 日まで

H6. 9. 20 土場管理人契約を（有）余郷商事と再締結

H9. 4. 1 占用許可（更新） 占用期間 平成19年 3 月 31 日まで

土場管理人契約を（有）余郷商事と再締結

H17. 5. 20 占用の廃止届けを愛知県知事に提出 廃止年月日 平成17年 5 月 31 日

5 ごみ処理事業

5 ごみ処理事業

(1) ごみ搬入・処理実績及び運転状況

ア) 令和4年度ごみ搬入実績

津島市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	890,170	996,010	825,450	869,330	961,510	925,360	902,140	870,370	923,480	841,080	693,500	859,360	10,557,760
プラスチックごみ													
可燃性粗大ごみ	17,060	10,310	12,670	5,310	20,800	6,550	11,970	125,210	12,540	7,930	7,250	9,860	247,460
不燃ごみ	44,780	40,970	28,980	34,340	28,740	37,720	33,290	32,990	50,430	24,870	29,390	27,920	414,420
不燃性粗大ごみ	3,460	1,370	1,340	5,830	3,410	1,690	2,640	4,410	2,960	1,200	2,220	2,140	32,670
空ビン	1,770	1,850		3,930	2,760		3,140	2,820	2,620	2,920	2,770	2,530	27,110
蛍光管		460	1,850				390	930				160	3,790
廃乾電池				9,020					7,090				16,110
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	13,850	16,630	12,510	9,800	18,040	12,220	13,810	17,220	14,660	9,120	10,000	12,010	159,870
事業系ごみ	309,849	343,082	323,383	316,886	339,892	321,189	319,432	310,159	304,095	296,732	265,907	314,021	3,764,627
合計	1,280,939	1,410,682	1,206,183	1,254,446	1,375,152	1,304,729	1,286,812	1,364,109	1,317,875	1,183,852	1,011,037	1,228,001	15,223,817

愛西市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	802,470	961,100	826,540	809,420	928,230	870,940	951,460	782,210	847,530	793,980	644,180	803,920	10,021,980
プラスチックごみ	131,660	171,570	128,410	133,960	164,160	132,640	132,030	162,600	137,120	163,210	120,910	126,110	1,704,380
可燃性粗大ごみ	47,960	24,090	21,900	20,460	25,110	33,360	21,410	21,780	35,590	17,120	14,230	17,090	300,100
不燃ごみ	58,530	57,220	39,280	46,190	40,940	50,980	48,700	27,020	93,700	29,580	44,180	45,600	581,920
不燃性粗大ごみ	11,860	12,550	8,940	9,770	10,100	12,590	11,940	10,310	15,190	7,590	5,280	7,780	123,900
空ビン													
蛍光管	230	240	330	260	280	210	200	360	300	480	300	310	3,500
廃乾電池				10,930					6,710				17,640
小型廃家電			220									470	690
有料家庭系ごみ	2,480	4,110	2,370	1,530	1,870	6,300	2,000	1,850	1,350	1,850	1,510	2,370	29,590
事業系ごみ	203,406	232,099	226,370	223,857	234,937	239,550	190,817	204,263	211,336	179,321	166,092	210,920	2,522,968
合計	1,258,596	1,462,979	1,254,360	1,256,377	1,405,627	1,346,570	1,358,557	1,210,393	1,348,826	1,193,131	996,682	1,214,570	15,306,668

弥富市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	596,090	673,370	574,020	601,670	663,100	620,280	628,710	572,640	615,550	561,170	461,460	562,870	7,130,930
プラスチックごみ	106,230	109,140	95,720	103,020	107,050	110,330	98,070	97,190	113,570	103,700	88,380	101,260	1,233,660
可燃性粗大ごみ	17,150	17,350	17,590	15,760	15,090	16,010	15,170	16,020	28,120	10,690	11,620	12,600	193,170
不燃ごみ	34,790	26,390	23,340	29,690	25,110	31,290	26,560	22,450	40,960	23,700	20,410	24,080	328,770
不燃性粗大ごみ	10,830	9,630	6,970	8,730	9,360	9,030	7,980	7,810	12,450	6,860	6,220	7,770	103,640
空ビン		2,350	2,090	3,240	3,320		2,720	2,150		6,380		2,670	24,920
蛍光管	230	220	190	240	210	150	250	160	400	280	320	210	2,860
廃乾電池				4,110					2,810				6,920
小型廃家電		140	300				350		420				1,210
有料家庭系ごみ	5,740	6,550	4,170	2,620	3,440	4,080	4,680	3,560	2,280	2,650	2,990	5,470	48,230
事業系ごみ	196,385	220,250	247,318	456,120	372,990	317,537	315,378	303,418	224,079	219,835	190,198	258,124	3,321,632
合計	967,445	1,065,390	971,708	1,225,200	1,199,670	1,108,707	1,099,868	1,025,398	1,040,639	935,265	781,598	975,054	12,395,942

あま市

単位: kg

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ	735,960	801,930	662,060	743,720	794,610	753,030	719,020	730,510	740,240	681,680	556,310	683,640	8,602,710
プラスチックごみ	24,940	25,760	29,880	24,060	31,170	24,270	23,730	29,150	25,270	22,550	22,900	28,100	311,780
可燃性粗大ごみ	16,410	17,050	15,450	11,290	13,130	16,240	11,740	16,210	16,060	10,650	12,710	14,500	171,440
不燃ごみ	46,260	57,420	40,230	32,140	45,180	38,630	40,540	52,850	50,050	45,680	32,330	36,620	517,930
不燃性粗大ごみ	6,710	9,420	12,360	4,710	8,280	7,130	6,050	9,540	9,880	4,970	7,640	10,550	97,240
空ビン													
蛍光管		210	110		260	230	140		210	260		640	2,060
廃乾電池				3,960					4,040				8,000
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	2,750	850	980	1,100	1,650	1,060	540	2,150	410	1,550	1,060	620	14,720
事業系ごみ	101,495	118,936	127,954	115,622	123,761	127,738	128,569	121,863	119,455	102,362	91,865	110,838	1,390,458
合計	934,525	1,031,576	889,024	936,602	1,018,041	968,328	930,329	962,273	965,615	869,702	724,815	885,508	11,116,338

大治町

単位：kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	455,650	467,520	388,270	456,780	467,240	456,840	444,170	420,580	440,120	431,020	343,060	418,750	5,190,000
プラスチックごみ	53,910	53,850	64,090	51,400	65,120	51,710	50,080	63,810	54,110	50,910	47,790	60,880	667,660
可燃性粗大ごみ	8,420	19,340	6,360	6,260	4,620	6,210	53,310	7,560	6,780	5,920	4,160	6,940	135,880
不燃ごみ	30,410	25,550	21,230	23,650	17,860	20,230	28,300	21,310	26,370	25,210	18,180	19,640	277,940
不燃性粗大ごみ	5,270	4,280	4,630	4,280	3,740	4,300	5,140	4,830	5,810	4,710	3,270	3,760	54,020
空ビン	12,460	10,120	9,880	12,500	10,390	9,760	12,120	8,950	9,870	13,750	9,410	9,520	128,730
蛍光管	110		170	150		160		160	140	170	80	240	1,380
廃乾電池				4,920					3,040				7,960
小型廃家電		1,310			1,130			1,130			990		4,560
有料家庭系ごみ	1,860	460	1,170	300	2,280	30	1,130	610	600	830	560	440	10,270
事業系ごみ	85,535	98,449	103,676	135,368	106,444	107,480	101,545	99,163	94,153	93,405	82,231	100,422	1,207,871
合計	653,625	680,879	599,476	695,608	678,824	656,720	695,795	628,103	640,993	625,925	509,731	620,592	7,686,271

蟹江町

単位：kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	475,260	541,240	445,690	466,920	504,480	485,420	494,090	462,290	486,340	453,910	364,990	449,960	5,630,590
プラスチックごみ	82,940	73,870	78,930	76,880	77,110	68,050	76,360	74,000	68,540	76,650	61,600	75,410	890,340
可燃性粗大ごみ	7,770	20,170	11,700	13,740	14,730	19,100	12,850	24,280	20,880	13,820	12,680	10,320	182,040
不燃ごみ	25,170	25,360	22,970	20,650	20,140	20,680	22,010	21,120	28,040	21,970	17,100	24,400	269,610
不燃性粗大ごみ	1,580	3,450	1,400	2,310	2,090	1,220	1,280	1,340	2,560	1,860	2,020	2,030	23,140
空ビン													
蛍光管	280	240	190	270	190	450	220	280	340	390	130	280	3,260
廃乾電池				5,800					3,860				9,660
小型廃家電													
有料家庭系ごみ	5,100	7,140	4,760	5,190	4,380	4,150	4,660	4,550	4,950	6,210	5,030	9,180	65,300
事業系ごみ	163,977	182,051	173,323	183,451	190,027	172,754	169,183	172,390	170,913	176,053	149,565	184,983	2,088,670
合計	762,077	853,521	738,963	775,211	813,147	771,824	780,653	760,250	786,423	750,863	613,115	756,563	9,162,610

飛島村

単位：kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
可燃ごみ	100,750	96,390	82,080	97,150	96,890	96,000	93,380	81,380	95,230	79,710	69,870	88,660	1,077,490
プラスチックごみ	14,230	14,210	16,670	13,480	15,790	13,210	13,600	16,090	13,760	12,570	11,810	15,460	170,880
可燃性粗大ごみ	9,070	10,170	4,410	15,610	1,150	25,430	7,860	6,140	9,830	9,250	5,530	7,150	111,600
不燃ごみ	4,130	4,900	3,240	2,790	3,970	2,970	3,170	3,760	3,780	3,770	2,880	2,590	41,950
不燃性粗大ごみ	670		440	760		1,510	390	900	1,040	580	250	660	7,200
空ビン													
蛍光管				270			110		80				460
廃乾電池				760					450				1,210
小型廃家電													
有料家庭系ごみ													
事業系ごみ	74,633	121,363	98,416	103,776	107,619	102,892	119,026	112,314	96,009	88,532	85,582	105,782	1,215,944
合計	203,483	247,033	205,256	234,596	225,419	242,012	237,536	220,584	220,179	194,412	175,922	220,302	2,626,734

上野センター

単位：kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
脱水汚泥	314,950	278,890	313,660	260,460	233,440	207,290	223,680	238,760	233,720	234,080	253,400	316,060	3,108,390

新開センター

単位：kg

種別 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
し 渣	8,420	4,180	7,490	3,170	4,570	2,860	5,670	3,930	4,750	3,810	5,570	7,740	62,160

総合計

単位：kg

種別	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村	新開センター	上野センター	合計
可燃ごみ	10,557,760	10,021,980	7,130,930	8,602,710	5,190,000	5,630,590	1,077,490			48,211,460
プラスチックごみ		1,704,380	1,233,660	311,780	667,660	890,340	170,880			4,978,700
可燃性粗大ごみ	247,460	300,100	193,170	171,440	135,880	182,040	111,600			1,341,690
不燃ごみ	414,420	581,920	328,770	517,930	277,940	269,610	41,950			2,432,540
不燃性粗大ごみ	32,670	123,900	103,640	97,240	54,020	23,140	7,200			441,810
空ビン	27,110		24,920		128,730					180,760
蛍光管	3,790	3,500	2,860	2,060	1,380	3,260	460			17,310
廃乾電池	16,110	17,640	6,920	8,000	7,960	9,660	1,210			67,500
小型廃家電		690	1,210		4,560					6,460
脱水汚泥									3,108,390	3,108,390
し渣								62,160		62,160
有料家庭系ごみ	159,870	29,590	48,230	14,720	10,270	65,300				327,980
事業系ごみ	3,764,627	2,522,968	3,321,632	1,390,458	1,207,871	2,088,670	1,215,944			15,512,170
合計	15,223,817	15,306,668	12,395,942	11,116,338	7,686,271	9,162,610	2,626,734	62,160	3,108,390	76,688,930

イ) 令和４年度運転状況

令和４年度ごみ焼却状況

月	焼却時間（H）			焼却量（t）				受電量 （kWh）	発電量 （kWh）	送電量 （kWh）	使用電力量 （kWh）
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
4	720	720		3,141.94	3,160.49		6,302.43		2,538,070	1,514,150	1,023,920
5	744	744		3,327.66	3,352.16		6,679.82		2,694,020	1,604,810	1,089,210
6	720	720		3,222.44	3,264.04		6,486.48		2,575,210	1,493,190	1,082,020
7	366	744	388	1,637.79	3,420.65	1,861.22	6,919.66	10	2,407,804	1,261,920	1,145,894
8		744	326		3,554.66	1,552.10	5,106.76	10,350	1,661,340	658,210	1,013,480
9		720	720		3,365.92	3,382.46	6,748.38	9,560	2,406,680	1,301,090	1,115,150
10		363	364		1,680.18	1,718.13	3,398.31	304,580	1,310,710	795,000	820,420
11	363	510	720	1,637.80	2,304.47	3,322.67	7,264.94		2,864,389	1,726,030	1,138,359
12	744		744	3,366.05		3,455.32	6,821.37		2,610,950	1,458,550	1,152,400
1	744		744	3,361.46		3,414.90	6,776.36		2,646,820	1,483,700	1,163,120
2	672		672	2,740.01		2,763.35	5,503.36		2,019,690	1,047,270	972,420
3	744	623	102	3,007.63	2,538.05	414.11	5,959.79	1,240	2,290,866	1,217,200	1,074,906
計	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299

月	消石灰使用量（kg）				特殊反応助剤使用量（kg）				活性炭使用量（kg）				水道使用 量（m ³ ）	アンモニア水使用量（ℓ）				灯油使用 量（ℓ）
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		1号	2号	3号	合計	
4	17,901	18,904		36,805	1,806	1,818		3,624	1,085	1,075		2,160	2,824	3,566	5,181		8,747	
5	18,337	18,854		37,191	1,869	1,885		3,754	1,125	1,127		2,252	3,066	3,686	5,143		8,829	
6	17,489	18,097		35,586	1,811	1,806		3,617	1,094	1,088		2,182	3,258	3,487	4,420		7,907	
7	9,012	18,243	9,505	36,760	1,010	1,872	985	3,867	579	1,134	582	2,295	3,309	1,542	3,173	1,550	6,265	20,788
8		18,261	8,165	26,426		1,863	904	2,767		1,121	504	1,625	2,937		3,056	1,366	4,422	9,858
9		17,695	17,633	35,328		1,803	1,809	3,612		1,084	1,079	2,163	3,365		3,025	3,246	6,271	
10		9,211	9,101	18,312		984	997	1,981		561	560	1,121	2,224		1,546	1,730	3,276	17,226
11	8,945	13,046	17,398	39,389	872	1,354	1,803	4,029	487	770	1,019	2,276	3,108	1,777	2,392	3,821	7,990	19,568
12	18,088		17,917	36,005	1,832		1,845	3,677	912		921	1,833	3,217	4,265		3,797	8,062	
1	18,080		17,927	36,007	1,840		1,845	3,685	921		918	1,839	3,141	4,000		3,898	7,898	
2	16,231		16,235	32,466	1,669		1,659	3,328	835		826	1,661	2,624	2,734		2,862	5,596	26
3	17,902	15,560	2,720	36,182	1,858	1,636	337	3,831	929	813	138	1,880	2,998	3,127	2,816	425	6,368	29,411
計	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	36,071	28,184	30,752	22,695	81,631	96,877

ウ) 年度別運転状況

年度別ごみ焼却状況

年 度	焼却時間（H）			焼却量（t）				受電量 （kWh）	発電量 （kWh）	送電量 （kWh）	使用電力量 （kWh）
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	合計				
H28	6,734	5,047	5,152	28,858.18	22,869.80	23,172.83	74,900.81	1,155,670	25,583,874	12,833,270	13,906,414
H29	6,225	6,674	4,564	27,235.27	29,857.41	19,996.42	77,089.10	405,260	28,220,663	14,282,321	14,345,942
H30	4,335	6,421	6,338	18,960.54	27,833.58	28,188.89	74,983.01	879,984	27,292,195	13,544,180	14,629,159
R1	6,443	5,017	6,504	28,599.59	22,630.33	28,910.94	80,140.86	476,460	29,044,438	15,695,060	13,825,848
R2	6,819	6,467	4,228	30,427.53	28,674.00	18,816.90	77,918.43	847,990	29,007,918	16,263,800	13,592,138
R3	4,670	6,656	5,754	20,468.39	29,922.47	26,057.68	76,448.54	335,090	29,140,854	16,343,010	13,133,094
R4	5,817	5,888	4,780	25,442.78	26,640.62	21,884.26	73,967.66	325,740	28,026,549	15,561,120	12,791,299

年 度	消石灰使用量（kg）				特殊反応助剤使用量（kg）				活性炭使用量（kg）				水道使用 量（m ³ ）	アンモニア水使用量（ℓ）				灯油使用 量（ℓ）
	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計		1号	2号	3号	合計	
H28	175,844	139,112	164,380	479,336	17,107	13,011	13,408	43,526	9,945	7,725	7,968	25,638	31,493	38,553	31,350	33,394	103,297	65,364
H29	154,572	176,864	136,318	467,754	15,943	17,119	11,161	44,223	9,240	10,088	6,828	26,156	33,631	37,511	42,241	30,931	110,683	80,122
H30	107,256	167,571	163,816	438,643	11,190	16,503	16,034	43,727	6,555	9,701	9,573	25,829	35,082	24,550	40,856	42,255	107,661	108,466
R1	160,818	126,980	164,538	452,336	16,323	14,262	16,491	47,076	9,681	7,581	9,820	27,082	37,694	35,240	32,755	45,843	113,838	104,451
R2	175,343	166,647	115,421	457,411	17,389	16,602	10,732	44,723	10,391	9,813	6,380	26,584	36,226	35,855	35,106	27,946	98,907	109,379
R3	115,614	167,360	148,150	431,124	13,287	16,973	15,230	45,490	7,020	10,051	8,674	25,745	35,891	23,044	33,676	29,972	86,692	93,108
R4	141,985	147,871	116,601	406,457	14,567	15,021	12,184	41,772	7,967	8,773	6,547	23,287	36,071	28,184	30,752	22,695	81,631	96,877

令和 4 年度搬出状況

種類		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
集じん灰	埋立	202.06	209.13	211.51	221.34	185.18	229.82	125.06	232.93	230.92	206.58	196.19	219.24	2,469.96
焼却灰	埋立	292.38	505.12	297.39	73.68	53.75	233.89	267.68	128.63	280.96	196.54	81.36	10.18	2,421.56
	資源化	401.97	222.75	471.32	544.08	486.57	429.43	220.89	586.66	505.56	471.29	488.13	623.55	5,452.20
焼却残渣計		896.41	937.00	980.22	839.10	725.50	893.14	613.63	948.22	1,017.44	874.41	765.68	852.97	10,343.72
破碎鉄			110.22	69.17	47.18	57.28	63.20		81.02	14.16	96.39	24.84	106.05	669.51
破碎アルミ					14.12		21.55							35.67
白カレット				9.16	11.53	11.63		7.26		9.25	9.44		7.89	66.16
茶カレット				9.35		11.48			8.02			9.69		38.54
緑カレット									8.26					8.26
その他カレット				7.94		7.85	8.48	8.18		7.83	7.69	8.24		56.21
小型廃家電		4.25	6.55	5.90	6.19	4.78	5.96	6.94	7.24	7.95	7.68	8.19	11.12	82.75
スプリングマットレス				5.47	2.84	2.25	2.50	3.42	2.69	2.41		2.04	3.68	27.30
羽毛ふとん											0.15			0.15
合計		900.66	1,053.77	1,087.21	920.96	820.77	994.83	639.43	1,055.45	1,059.04	995.76	818.68	981.71	11,328.27

エ) 年度別廃乾電池・蛍光管搬入状況

廃乾電池

(kg)

市町村名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
津島市	17,580	16,070	17,210	16,720	16,110
愛西市	19,090	16,320	15,050	16,960	17,640
弥富市	520	960	2,650	5,210	6,920
あま市	8,370	8,360	8,090	8,080	8,000
大治町	6,990	7,000	6,800	7,620	7,960
蟹江町	8,390	8,980	8,970	10,250	9,660
飛島村	1,100	1,180	1,350	1,380	1,210
合計	62,040	58,870	60,120	66,220	67,500

※あま市は旧甚目寺町除く

蛍光管

(kg)

市町村名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
津島市	5,420	4,300	5,430	4,150	3,790
愛西市	4,530	4,400	4,360	3,730	3,500
弥富市	3,360	3,310	3,680	3,290	2,860
あま市	970	1,320	1,900	1,650	2,060
大治町	1,720	1,900	2,130	1,580	1,380
蟹江町	3,280	3,770	3,940	3,650	3,260
飛島村	570	520	610	630	460
合計	19,850	19,520	22,050	18,680	17,310

※あま市は旧甚目寺町除く

※ この表は、組合が連絡調整したものを各市町村においてそれぞれ年 2 回収集・運搬し、処理・処分の委託をした廃乾電池・蛍光管量をまとめたものである。

※ 中間処理先（平成29年度から白色ガラスタイプの蛍光管のみ）

大阪府大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番143号

野村興産株式会社 関西工場

※ 処理・処分先 北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の 1

野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

(2) 一般廃棄物ごみ受入れ要綱

制定 平成14年6月1日(施行)

改正 平成18年4月1日(施行)

改正 平成27年3月12日(施行)

改正 令和3年1月1日(施行)

(目的)

第1条 この計画は、海部地区環境事務組合（以下「当事務組合」という。）が設置する海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）のごみ処理業務を適正に運営・管理するため必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市町村長は、市町村が定める一般廃棄物の処理計画に基づき一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、事業活動に伴って多量の一般廃棄物ごみを生ずる事業者（以下「事業者」という。）に対し指導・指示するものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物ごみを自らの責任において適正に処理するとともに減量に努めるものとする。

なお、自ら処理できない事業者は当該市町村長の指導・指示に従うとともに、別に定める事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領（昭和58年規程第1号。以下「要領」という。）に基づき承諾を得て八穂クリーンセンターに搬入することができる。

(受入れ対象物)

第3条 八穂クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物ごみは、当事務組合を構成する市町村において排出された家庭系ごみ及び要領に基づき承諾を受けた事業系ごみで以下に示されたものに限るものとする。（なお、ごみ種ごとの具体的な品目例等は別表のとおりとする。）

ごみ種		受入対象
家庭系ごみ	可燃ごみ	一般家庭の日常生活から排出されたものに限る (モバイルバッテリー等の充電式電池が混入していないこと)
	プラスチック類ごみ	
	不燃性粗大ごみ	
	可燃性粗大ごみ	
	不燃ごみ	
	資源ごみ	缶類
		・飲料缶、食品缶に限る ・中を水で洗ったきれいなもの ・スプレー缶、一斗缶は不可
		ビン類
		・飲料ビン、食品ビンに限る ・割れたビンは不可 ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
		PETボトル
		・飲料、しょう油用で1:PETの表示のあるものに限る ・ふたは捨て、中を水で洗ったきれいなもの
	紙・段ボール	紙・段ボール
		・紙ヒモで縛った新聞紙及び段ボール ・紙、段ボール以外のものが混入していないこと ・濡れていないこと
	布	・以下のものを除く 濡れたもの、汚れたもの、布団、ジュタン、足ふきマッ

			ト、ぬいぐるみ、背広、フリース、アクリルセーター類、コート、作業着、裁断くず等
		トレイ	・ 白色の発泡スチロール製に限る ・ よく洗った、きれいなもの
	廃蛍光管		・ 割れていないもの
	廃乾電池		・ 乾電池のみ
事業系ごみ	可燃ごみ		・ 家庭系可燃ごみと同等のものに限る ・ 受入可能なごみの種類については、手引書による。
	不燃性粗大ごみ		・ 家庭系ごみと同等のものに限る
	可燃性粗大ごみ		・ 直接搬入に限る
	不燃ごみ		・ 受入可能なごみの種類については、手引書による。

(受入れ方法)

第4条 管理者の定める搬入幹線道路により、八穂クリーンセンターに搬入するものとする。

2 受入れ曜日及び時間帯

(1) 搬入曜日

家庭系は月曜日から土曜日までとするが、土曜日は自動計量可能な収集車のみとする。

事業系ごみは月曜日から金曜日までとする。又、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受入れできない。

家庭系の内自己で搬入する場合は事業系ごみと同様に扱う。

(2) 搬入時間

8時45分から16時30分までとする。

なお、事業系ごみについては、12時から13時までは受入れない。

(3) 次に定める日を除く。ただし、管理者が必要と認めた場合は変更することがある。

ア 12月31日から翌年の1月3日までの日

事業系ごみについては、12月30日から翌年の1月3日までの日

イ オーバーホール等管理者の定める日

(受入れ基準)

第5条 荷姿・大きさ等については以下のとおりとする。

ごみ種		荷姿・大きさ等
可燃ごみ		指定袋
プラスチック類ごみ		指定袋
不燃性粗大ごみ		2m×1.5m×2m以内
可燃性粗大ごみ		2m×1.5m×2m以内
不燃ごみ		指定袋
資源ごみ	缶類	缶のみ（袋投入不可）
	ビン類	専用コンテナ
	PETボトル	ボトルのみ又は袋（約45リットル）使用可
	紙、布、段ボール	合成樹脂製ヒモ等は除去済みであること
	トレイ	バラ
廃蛍光管		割れていないこと

(受入れ不可物)

第6条 以下に示すものは、受け入れない。

(1) 小型ガス容器、携帯ガス容器等火災・爆発の可能性のあるもの。

- (2) 焼却灰、土砂、ガレキ、農薬等の施設の運転に支障を生じさせるもの。
 - (3) 家電リサイクル法等法律により処理方法を指定されているもの。
 - (4) バッテリー、タイヤ、農機具、オートバイ等適正処理が困難なもの。
- (搬入車両)

第7条 一般廃棄物を運搬する車両は、一般廃棄物が飛散及び流出並びに悪臭が洩れるおそれのないものであること。

- 2 搬入車両は、常に清掃・消毒・点検・整備等されていなければならない。
- (受入れ制限)

第8条 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることがある。

- 2 公害の発生または発生が予測される場合、管理者は必要に応じて一般廃棄物ごみの搬入を制限することがある。
- (研修)

第9条 市町村長及び管理者は、職員及び業者に対し、資質の向上を図るため積極的に研修を実施するものとする。

(措置)

第10条 搬入者が組合の指示、法令及びこの要綱に違反した場合にあっては、管理者は警告・搬入の一時停止又は承諾の取消等、必要な措置をとることができる。

(その他)

第11条 管理者は、この要綱に定めのあるほか、災害又は当事務組合を構成する市町村及び官公庁の要請があった場合は、八穂クリーンセンターの業務に支障のない範囲において必要な措置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

(3) 事業系一般廃棄物ごみ受入れ要領

制定 昭和 58 年 9 月 4 日(施行)

改正 平成 6 年 1 月 27 日(施行)

改正 平成 12 年 4 月 1 日(施行)

改正 平成 14 年 6 月 1 日(施行)

改正 平成 18 年 4 月 1 日(施行)

改正 平成 21 年 3 月 1 日(施行)

改正 平成 27 年 3 月 12 日(施行)

(目 的)

第 1 条 この要領は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター（以下「八穂クリーンセンター」という。）の焼却業務等を適正に運営・管理するため、事業系一般廃棄物ごみの受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(搬入者及び受入れ対象物)

第 2 条 八穂クリーンセンターに搬入することができる者は、次の各号に定める者（以下「搬入者」という。）とする。

- (1) 事業場が所在する区域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）が指示し、及び海部地区環境事務組合管理者（以下「管理者」という。）が承諾をした事業者（以下「承諾事業者」という。）のうち自己でごみを搬入する搬入者
- (2) 承諾事業者の関係市町村長及び弥富市長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可をした者（以下「許可業者」という。）であり、かつ、当該承諾事業者が委託をした者（以下「受託業者」という。）

2 八穂クリーンセンターに搬入することができる事業系一般廃棄物ごみは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃性粗大ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (3) 可燃性粗大ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (4) 不燃ごみ（第 2 条 1 項 1 号の承諾事業者が搬入する場合に限る。）
- (5) その他管理者の承諾を受けたごみ

3 受託業者は、前項第 1 号のごみを八穂クリーンセンターへ搬入する場合は、原則、中のごみが見えるごみ袋を用い、さらに屋号等を記入のうえ搬入するものとする。

4 八穂クリーンセンターには、産業廃棄物（法で定める 20 種類の産業廃棄物）を搬入することはできない。

(搬入者の責務)

第 3 条 搬入者は、法令及びこの要領を遵守するほか、ごみの収集・運搬に際しては交通安全に努めるとともに、従業員等により運搬する場合は、その指導・研修に努めなければならない。

2 受託業者が、混載して搬入し、受入れ基準等に違反があった場合は、受託業者及び当該ごみを

出した承諾業者に責任を課すものとする。

3 受託業者は、依頼を受けた承諾事業者に対し、分別の周知徹底を図るものとする。

（搬入承諾等）

第4条 事業系一般廃棄物ごみを自己で八穂クリーンセンターに搬入する搬入者は、毎年2月末日までに事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を関係市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は申込書の提出があったときは、管理者と協議のうえ、八穂クリーンセンターの適正な運営・管理を図るため必要な事項の遵守を条件に4月1日から翌年3月31日までの期間について承諾するとともに、事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾書（第2号様式）（以下「承諾書」という。）を交付するものとする。

3 受託業者は、委託業者を市町村ごとに取り纏めごみ収集事業者一覧表（第3号様式）を添えてそれぞれの市町村へ提出するものとする。

4 第2項及び第3項の承諾は、管理者が承諾したものとみなす。

5 市町村長は、前項の承諾をした場合は、速やかに管理者に報告するものとする。

（変更承諾等）

第5条 搬入者は、次の各号に定める事項を変更する必要があるときは、速やかに理由を付した上、関係市町村長に書面（第4号様式及び第5号様式）にて報告しなければならない。

（1）事業系一般廃棄物ごみの種類

（2）承諾事業者

2 前条第2項及び第3項の手続きは、前項の事項の変更に係る承諾について準用する。

3 市町村長は第1項の報告を受理したときは、速やかに管理者に通知するものとする。

（手数料）

第6条 ごみ処理についての手数料は、海部地区環境事務組合手数料条例第3条の規定に基づき、徴収するものとする。

（搬入方法）

第7条 搬入時間は、8時45分から12時及び13時から16時30分までとする。

2 搬入できる日は、次の各号に定める日を除いた日とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝祭日及び休日

（3）12月30日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（4）オーバーホールによる焼却炉の休炉時等管理者の定める日

3 搬入者は、ごみを運搬する車両をごみが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものとし、常に清掃・消毒・点検・整備しなければならない。

4 搬入者は、管理者が別に定める、ごみ搬入に係る幹線経路により搬入するものとする。

5 搬入者は、搬入時に計量棟にて、事業系一般廃棄物ごみ搬入許可証又はごみ搬入承諾書を提示

しなければならない。また、管理者より運転日報の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 6 受託業者は、毎月5日までに前々月に市町村ごとに按分した市町村搬入量一覧表（月報）（第6号様式）収集した委託業者ごとに搬入重量を記載し、集計したごみ収集業者一覧表（月報）（第7号様式）を管理者に報告しなければならない。
- 7 搬入者は、搬入に際し、八穂クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

（搬入の制限）

第8条 管理者は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター搬入ごみ検査実施要領に基づき搬入者のごみ質、車輛等について、随時検査等を行うものとする。

なお、管理者は、検査により著しくごみ質が悪い場合は、搬入者に対して注意・指導し、搬入停止の処分を科すことができるものとする。

- 2 管理者は、焼却業務等に支障のある場合は、搬入の制限をすることができる。
- 3 公害等の発生又は発生が予測される場合、管理者は必要に応じて搬入を制限することができる。

（承諾の取り消し）

第9条 管理者は本要領に反する搬入者に対し注意・指導を行うものとするが、改善が見られない場合等、承諾を取り消すことがある。

附 則

この要領は、昭和58年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月12日から施行する。

(4) 各種調査結果 (八穂クリーンセンター)

ア) 排ガス測定結果

測定日	号炉	場所	ばいじん (g/m ³)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	全水銀 (mg/m ³)
(協定値)			0.02	70	25	50	(0.05)
R04.04.12	1	煙突	<0.002	17	2	<2	-
	2	煙突	<0.002	17	6	<2	-
R04.05.10	1	煙突	<0.002	38	3	4	-
	2	煙突	<0.002	45	5	6	0.00013
R04.06.07	1	煙突	<0.002	42	2	<2	0.00019
	2	煙突	<0.002	37	<1	4	-
R04.07.05	1	煙突	<0.002	37	<1	<2	-
	2	煙突	<0.002	20	<1	<2	-
R04.08.02	2	煙突	<0.002	33	<1	2	-
	3	煙突	<0.002	31	<1	4	0.00006
R04.09.06	2	煙突	<0.002	36	<1	<2	-
	3	煙突	<0.002	40	1	<2	-
R04.10.03	2	煙突	<0.002	33	2	<2	-
	3	煙突	<0.002	42	2	2	-
R04.11.08	2	煙突	<0.002	45	<1	2	0.00007
	3	煙突	<0.002	43	<1	2	-
R04.12.06	1	煙突	<0.002	30	<1	<2	0.00031
	3	煙突	<0.002	35	<1	4	-
R05.01.13	1	煙突	<0.002	15	<1	<2	-
	3	煙突	<0.002	21	<1	<2	-
R05.02.07	1	煙突	<0.002	26	<1	<2	-
	3	煙突	<0.002	50	<1	3	0.00010
R05.03.14	1	煙突	<0.002	19	<1	<2	-
	2	煙突	<0.002	40	<1	<2	-

(ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、全水銀はO₂12%換算値)

測定日	号炉	場所	ダイオキシン類
(協定値)			0.1
R04.06.22	1	煙突	0.00000021
R04.10.27	2	煙突	0.00000032
R04.10.28	3	煙突	0.00000038

(単位 : ng-TEQ/m³)

イ) 騒音測定結果

測定日 : R04. 11. 25

時間帯	協定値 dB (A)	測定点	結 果 dB (A)	特記事項	風速等 (m/s)
朝 R04. 11. 25 06:16～ 07:28	50以下	東	54	北側道路車両音、東側道路車両音、東側対岸流水音、 鳥の声	0.7 (N)
		西	52	北側道路車両音、鳥の声、航空機の音	0.7 (NNE)
		南	45	南側道路車両音、鳥の声	0.3 (NE)
		北	53	北側道路車両音、東側道路車両音、鳥の声	0.1 (WNW)
昼 R04. 11. 25 11:42～ 13:18	55以下	東	45	北側道路車両音、東側道路車両音、東側対岸流水音	0.7 (S)
		西	44	北側道路車両音、南側道路車両音	1.1 (S)
		南	45	南側道路車両音	2.0 (E)
		北	43	北側道路車両音、東側道路車両音、航空機の音	0.7 (WSW)
夕 R04. 11. 25 19:00～ 20:06	50以下	東	47	北側道路車両音、東側道路車両音、東側対岸流水音	0.1 (N)
		西	47	北側道路車両音、風で草木が揺れる音	無風
		南	42	南側道路車両音、風で草木が揺れる音、飛行機音	無風
		北	46	北側道路車両音、東側道路車両音	無風
夜 R04. 11. 25 22:11～ 23:55	45以下	東	49	北側道路車両音、東側対岸流水音	1.1 (SSW)
		西	48	北側道路車両音	0.5 (SSE)
		南	44	南側道路車両音	1.4 (E)
		北	50	北側道路車両音、東側道路車両音	無風

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値：L₅₀)

※朝及び夜の東、西、北で協定値を上回っているが、北側道路の車両音の影響によるものである。

ウ) 振動測定結果

測定日 : R04. 11. 25

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R04. 11. 25 11:30～ 13:18	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	南側道路車両による振動
		北	30未満	－
夜 R04. 11. 25 22:11～ 23:57	55以下	東	30未満	－
		西	30未満	－
		南	30未満	－
		北	30未満	－

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値：L₅₀)

工) 熱灼減量測定結果

採取場所：灰押し装置

採取日	号炉	測定結果 (%)	備考
R04. 04. 04	1	4. 8	湿灰
	2	5. 7	湿灰
R04. 05. 09	1	6. 1	湿灰
	2	6. 7	湿灰
R04. 06. 07	1	6. 1	湿灰
	2	5. 2	湿灰
R04. 07. 04	1	4. 8	湿灰
	2	5. 3	湿灰
R04. 08. 01	2	4. 6	湿灰
	3	6. 0	湿灰
R04. 09. 05	2	3. 5	湿灰
	3	3. 8	湿灰
R04. 10. 24	2	5. 9	湿灰
	3	5. 6	湿灰
R04. 11. 08	2	4. 8	湿灰
	3	4. 4	湿灰
R04. 12. 05	1	6. 5	湿灰
	3	5. 8	湿灰
R05. 01. 12	1	6. 9	湿灰
	3	6. 7	湿灰
R05. 02. 06	1	5. 6	湿灰
	3	5. 2	湿灰
R05. 03. 13	1	5. 8	湿灰
	2	4. 8	湿灰

オ) 臭気測定結果

項 目	単 位	協定値	東	西	南	北
			R04. 09. 13	R04. 09. 13	R04. 09. 13	R04. 09. 13
アンモニア	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
メチルメルカプタン	ppm	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	0. 01	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	0. 005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0. 006
プロピオンアルデヒド	ppm	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソヘキシルアルデヒド	ppm	0. 003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003
イソブタノール	ppm	0. 9	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm	3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm	10	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0. 4	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	0. 03	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	0. 0009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数		—	<10	<10	<10	<10
風向			北西	—	—	北東
風速	m/s		<0. 5	無風	無風	<0. 5

(測定場所：敷地境界線上)

カ) 水質測定結果 (有機系処理水)

項 目	単位	協定値等	R04.08.01	R05.02.09
水素イオン濃度		5.8~8.6	7.7	7.2
化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	0.8	1.0
生物化学的酸素要求量	mg/L	15(日間平均10)	1.1	4.3
浮遊物質	mg/L	15(日間平均10)	<1	2
塩化物イオン	mg/L		35	25
大腸菌群数	個/mL	日間平均3000	<30	<30
全窒素	mg/L	15(日間平均10)	5.2	11
全リン	mg/L	2(日間平均1)	0.07	0.01
カルシウムイオン	mg/L		21	13
フェノール類	mg/L	0.5	<0.025	<0.025
銅	mg/L	1	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	5	<0.01	0.02
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1
全クロム	mg/L	2	<0.04	<0.04
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	0.1
フッ素	mg/L	15	0.1	0.2
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5	<0.04	<0.04
鉛	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005
P C B	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01
アンチモン	mg/L		0.0012	0.0069
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	10	<1	<1
亜硝酸、硝酸性窒素	mg/L		4.3	9.3
窒素化合物	mg/L	100	4.6	9.8
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
シス-1.2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001
1.4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.03	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	10	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	2	<1	<1

項 目	単位	基準値	R04.10.28
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.000075

(5) 各種調査結果(八開処分場)

ア) 浸出水処理施設水質分析結果

項 目	単位	基準値	R04. 09. 07		R05. 02. 09	
			原水槽	処理水	原水槽	処理水
水素イオン濃度		5.8～8.6	10.6	7.6	10.7	6.9
化学的酸素要求量	mg/L	90	5.4	3.7	6.4	5.2
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	3.7	0.6	1.9	1.1
浮遊物質	mg/L	60	2	3	2	14
塩素イオン	mg/L		160	180	310	310
大腸菌群数	個/mL	3000	<30	<30	<30	<30
全窒素	mg/L	120	1.1	1.8	1.1	1.4
全リン	mg/L	16	0.09	0.07	0.03	0.01
フェノール類	mg/L	5	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
銅	mg/L	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L	2	0.02	<0.01	<0.01	0.05
溶解性鉄	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
クロム	mg/L	2	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
溶解性マンガン	mg/L	10	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
フッ素	mg/L	8	0.2	0.1	<0.1	<0.1
ヒ素	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/L	0.5	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
鉛	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
シアン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
全水銀	mg/L	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
カルシウム	mg/L		52	29	46	25
アンチモン	mg/L		0.0028	0.0023	0.0054	0.0062
モリブデン	mg/L		0.011	0.012	0.031	0.031
ホウ素	mg/L	10	<1	<1	<1	<1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L		0.3	1.2	0.2	1.2
窒素化合物	mg/L		0.6	1.4	0.6	1.3
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L	30	<1	<1	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L	5	<1	<1	<1	<1

項 目	単位	基準値	R04. 09. 05	
			原水槽	処理水
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	0.00012	0.0077

イ) 地下水分析結果

項 目	単位	基準値	R04. 09. 07		R05. 02. 09	
			北	南	北	南
水素イオン濃度			7.3	6.2	7.1	6.6
化学的酸素要求量	mg/L		3.5	2.1	3.8	4.9
生物化学的酸素要求量	mg/L		<0.5	<0.5	1.2	0.7
浮遊物質	mg/L		87	10	28	50
塩素イオン	mg/L		39	4.0	38	3.1
大腸菌群数	個/mL		<30	<30	<30	<30
全窒素	mg/L		1.5	3.1	1.7	0.9
全リン	mg/L		0.07	0.02	0.45	0.02
フェノール類	mg/L		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
銅	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	mg/L		0.07	0.04	0.006	0.011
溶解性鉄	mg/L		<0.1	0.2	0.41	0.02
クロム	mg/L		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性マンガン	mg/L		<0.1	<0.1	0.12	0.80
フッ素	mg/L	0.8	0.3	0.2	0.3	0.3
砒素	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉛	mg/L	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機リン化合物	mg/L		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全水銀	mg/L	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン	mg/L	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
カルシウム	mg/L		58	11	29	18
アンチモン	mg/L		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
モリブデン	mg/L		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
ホウ素	mg/L	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
亜硝酸性、硝酸性窒素	mg/L	10	1.5	2.8	<0.1	<0.1
窒素化合物	mg/L		1.5	2.8	0.1	0.1
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/L	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
チウラム	mg/L	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン	mg/L	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
動植物油脂類	mg/L		<1	<1	<1	<1
不揮発性鉱物油類	mg/L		<1	<1	<1	<1
電気伝導率	mS/m		47	14	45	16

項 目	単位	基準値	北 (R04. 09. 05)	南 (R04. 09. 05)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.026	0.019

6 し尿等処理事業

6 し尿等処理事業

(1) 令和4年度新開センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	70.464	76.677	75.013	88.381	71.065	65.815	70.732	63.330	92.226	65.678	71.691	80.458	891.530
愛西市	98.009	110.520	89.664	93.100	92.340	96.522	89.734	95.388	125.327	75.995	108.770	104.756	1,180.125
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	81.419	82.233	102.513	83.749	86.509	87.733	77.063	89.252	104.117	62.902	81.499	89.774	1,028.763
大治町	35.548	41.400	33.530	26.190	32.306	29.070	32.091	28.110	34.290	24.915	35.070	30.562	383.082
蟹江町													
飛島村													
合計	285.440	310.830	300.720	291.420	282.220	279.140	269.620	276.080	355.960	229.490	297.030	305.550	3,483.500

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,182.220	1,004.306	1,346.425	1,283.769	1,270.459	1,140.670	1,266.063	1,032.900	1,267.197	1,167.156	1,154.677	1,353.805	14,469.647
愛西市	1,045.816	1,081.428	1,186.358	1,090.837	993.493	1,048.703	1,091.504	1,181.258	973.598	878.657	1,023.553	1,142.853	12,738.058
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	909.950	859.088	931.980	801.260	841.630	772.094	764.715	878.600	827.350	765.992	834.430	975.565	10,162.654
大治町	513.494	502.458	630.967	516.084	573.828	568.603	520.418	580.182	476.535	505.865	483.010	557.017	6,428.461
蟹江町													
飛島村													
合計	3,651.480	3,447.280	4,095.730	3,691.950	3,679.410	3,530.070	3,642.700	3,672.940	3,544.680	3,317.670	3,495.670	4,029.240	43,798.820

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,252.684	1,080.983	1,421.438	1,372.150	1,341.524	1,206.485	1,336.795	1,096.230	1,359.423	1,232.834	1,226.368	1,434.263	15,361.177
愛西市	1,143.825	1,191.948	1,276.022	1,183.937	1,085.833	1,145.225	1,181.238	1,276.646	1,098.925	954.652	1,132.323	1,247.609	13,918.183
弥富市													
あま市 (旧基日寺町を除く)	991.369	941.321	1,034.493	885.009	928.139	859.827	841.778	967.852	931.467	828.894	915.929	1,065.339	11,191.417
大治町	549.042	543.858	664.497	542.274	606.134	597.673	552.509	608.292	510.825	530.780	518.080	587.579	6,811.543
蟹江町													
飛島村													
合計	3,936.920	3,758.110	4,396.450	3,983.370	3,961.630	3,809.210	3,912.320	3,949.020	3,900.640	3,547.160	3,792.700	4,334.790	47,282.320

(2) 令和4年度上野センターし尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市													
愛西市	11.320												11.320
弥富市	106.371	102.233	112.262	92.363	95.792	93.433	111.767	92.995	115.620	90.085	97.552	112.840	1,223.313
あま市 (国巻日寺町を除く)													
大治町													
蟹江町	41.140	35.610	46.340	42.640	39.915	36.675	39.365	35.090	42.275	37.260	31.630	52.455	480.395
飛鳥村	22.839	19.097	25.888	27.467	17.823	18.632	16.638	21.025	18.675	26.695	23.988	27.035	265.802
合計	181.670	156.940	184.490	162.470	153.530	148.740	167.770	149.110	176.570	154.040	153.170	192.330	1,980.830

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	588.498	476.395	727.778	750.269	752.187	579.415	653.587	384.269	788.373	471.668	537.070	668.789	7,378.298
愛西市	613.370	538.834	597.274	597.785	517.973	551.730	523.682	530.377	800.153	476.689	529.175	732.076	7,009.118
弥富市	2,069.161	1,927.000	2,098.836	1,992.594	2,174.324	1,986.373	1,922.868	1,850.829	1,995.633	1,777.397	1,831.805	2,293.463	23,920.283
あま市 (国巻日寺町を除く)	515.970	485.740	555.530	518.090	262.220	162.990	528.530	282.870	356.460	225.720	343.930	359.460	4,597.510
大治町	591.892	620.471	667.138	643.346	606.830	601.855	612.291	636.034	583.924	455.453	514.025	645.155	7,178.414
蟹江町	1,287.180	1,289.060	1,459.882	1,370.870	1,213.735	1,161.744	1,270.220	1,519.030	1,254.968	1,104.361	1,092.506	1,421.060	15,444.616
飛鳥村	437.119	463.280	501.582	537.406	481.511	512.603	545.832	612.261	616.469	791.332	801.699	665.487	6,966.581
合計	6,103.190	5,800.780	6,608.020	6,410.360	6,008.780	5,556.710	6,057.010	5,815.670	6,395.980	5,302.620	5,650.210	6,785.490	72,494.820

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	588.498	476.395	727.778	750.269	752.187	579.415	653.587	384.269	788.373	471.668	537.070	668.789	7,378.298
愛西市	624.690	538.834	597.274	597.785	517.973	551.730	523.682	530.377	800.153	476.689	529.175	732.076	7,020.438
弥富市	2,175.532	2,029.233	2,211.098	2,084.957	2,270.116	2,079.806	2,034.635	1,943.824	2,111.253	1,867.482	1,929.357	2,406.303	25,143.596
あま市 (国巻日寺町を除く)	515.970	485.740	555.530	518.090	262.220	162.990	528.530	282.870	356.460	225.720	343.930	359.460	4,597.510
大治町	591.892	620.471	667.138	643.346	606.830	601.855	612.291	636.034	583.924	455.453	514.025	645.155	7,178.414
蟹江町	1,328.320	1,324.670	1,506.222	1,413.510	1,253.650	1,198.419	1,309.585	1,554.120	1,297.243	1,141.621	1,124.136	1,473.515	15,925.011
飛鳥村	459.958	482.377	527.470	564.873	499.334	531.235	562.470	633.286	635.144	818.027	825.687	692.522	7,232.383
合計	6,284.860	5,957.720	6,792.510	6,572.830	6,162.310	5,705.450	6,224.780	5,964.780	6,572.550	5,456.660	5,803.380	6,977.820	74,475.650

(3) 令和4年度し尿等処理実績(合計)

ア) し尿

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	70.464	76.677	75.013	88.381	71.065	65.815	70.732	63.330	92.226	65.678	71.691	80.458	891.530
愛西市	109.329	110.520	89.664	93.100	92.340	96.522	89.734	95.388	125.327	75.995	108.770	104.756	1,191.445
弥富市	106.371	102.233	112.262	92.363	95.792	93.433	111.767	92.995	115.620	90.085	97.552	112.840	1,223.313
あま市 (国書目寺町を除く)	81.419	82.233	102.513	83.749	86.509	87.733	77.063	89.252	104.117	62.902	81.499	89.774	1,028.763
大治町	35.548	41.400	33.530	26.190	32.306	29.070	32.091	28.110	34.290	24.915	35.070	30.562	383.082
蟹江町	41.140	35.610	46.340	42.640	39.915	36.675	39.365	35.090	42.275	37.260	31.630	52.455	480.395
飛島村	22.839	19.097	25.888	27.467	17.823	18.632	16.638	21.025	18.675	26.695	23.988	27.035	265.802
合計	467.110	467.770	485.210	453.890	435.750	427.880	437.390	425.190	532.530	383.530	450.200	497.880	5,464.330

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,770.718	1,480.701	2,074.203	2,034.038	2,022.646	1,720.085	1,919.650	1,417.169	2,055.570	1,638.824	1,691.747	2,022.594	21,847.945
愛西市	1,659.186	1,620.262	1,783.632	1,688.622	1,511.466	1,600.433	1,615.186	1,711.635	1,773.751	1,355.346	1,552.728	1,874.929	19,747.176
弥富市	2,069.161	1,927.000	2,098.836	1,992.594	2,174.324	1,986.373	1,922.868	1,850.829	1,995.633	1,777.397	1,831.805	2,293.463	23,920.283
あま市 (国書目寺町を除く)	1,425.920	1,344.828	1,487.510	1,319.350	1,103.850	935.084	1,293.245	1,161.470	1,183.810	991.712	1,178.360	1,335.025	14,760.164
大治町	1,105.386	1,122.929	1,298.105	1,159.430	1,180.658	1,170.458	1,132.709	1,216.216	1,060.459	961.318	997.035	1,202.172	13,606.875
蟹江町	1,287.180	1,289.060	1,459.882	1,370.870	1,213.735	1,161.744	1,270.220	1,519.030	1,254.968	1,104.361	1,092.506	1,421.060	15,444.616
飛島村	437.119	463.280	501.582	537.406	481.511	512.603	545.832	612.261	616.469	791.332	801.699	665.487	6,966.581
合計	9,754.670	9,248.060	10,703.750	10,102.310	9,688.190	9,086.780	9,699.710	9,488.610	9,940.660	8,620.290	9,145.880	10,814.730	116,293.640

ウ) 全体

(単位: t)

月 市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
津島市	1,841.182	1,557.378	2,149.216	2,122.419	2,093.711	1,785.900	1,990.382	1,480.499	2,147.796	1,704.502	1,763.438	2,103.052	22,739.475
愛西市	1,768.515	1,730.782	1,873.296	1,781.722	1,603.806	1,696.955	1,704.920	1,807.023	1,899.078	1,431.341	1,661.498	1,979.685	20,938.621
弥富市	2,175.532	2,029.233	2,211.098	2,084.957	2,270.116	2,079.806	2,034.635	1,943.824	2,111.253	1,867.482	1,929.357	2,406.303	25,143.596
あま市 (国書目寺町を除く)	1,507.339	1,427.061	1,590.023	1,403.099	1,190.359	1,022.817	1,370.308	1,250.722	1,287.927	1,054.614	1,259.859	1,424.799	15,788.927
大治町	1,140.934	1,164.329	1,331.635	1,185.620	1,212.964	1,199.528	1,164.800	1,244.326	1,094.749	986.233	1,032.105	1,232.734	13,989.957
蟹江町	1,328.320	1,324.670	1,506.222	1,413.510	1,253.650	1,198.419	1,309.585	1,554.120	1,297.243	1,141.621	1,124.136	1,473.515	15,925.011
飛島村	459.958	482.377	527.470	564.873	499.334	531.235	562.470	633.286	635.144	818.027	825.687	692.522	7,232.383
合計	10,221.780	9,715.830	11,188.960	10,556.200	10,123.940	9,514.660	10,137.100	9,913.800	10,473.190	9,003.820	9,596.080	11,312.610	121,757.970

(4) 令和4年度し尿等搬出状況

ア) 新開センター搬出状況(沈砂・し渣・脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	18.30	17.36	47.49	18.74	46.26	18.20	18.89	47.50	17.49	17.08	17.28	17.78	302.37
し渣	8.42	4.18	7.49	3.17	4.57	2.86	5.67	3.93	4.75	3.81	5.57	7.74	62.16
脱水汚泥	189.39	166.38	183.79	183.89	127.33	98.57	120.60	149.72	137.67	130.01	199.82	190.48	1,877.65

イ) 上野センター搬出状況(沈砂・し渣及び脱水汚泥)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
沈砂	18.42	17.80	16.94	18.24	17.74	18.54	17.98	17.52	18.47	53.58	45.19	18.14	278.56
し渣及び脱水汚泥	314.95	278.89	313.66	260.46	233.44	207.29	223.68	237.76	233.72	234.08	253.40	316.06	3,107.39

(5) 年度別し尿等処理実績

ア) し尿

(単位: t)

市町村名 \ 年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
津島市	1,225.123	1,090.270	962.975	922.129	891.530
愛西市	1,592.930	1,426.686	1,369.906	1,353.201	1,191.445
弥富市	1,347.316	1,274.124	1,289.421	1,361.194	1,223.313
あま市 (旧基目寺町を除く)	1,044.977	1,008.093	1,131.629	1,099.502	1,028.763
大治町	434.520	424.221	415.170	398.548	383.082
蟹江町	563.012	543.398	516.130	509.877	480.395
飛島村	359.842	384.828	292.529	261.409	265.802
計	6,567.720	6,151.620	5,977.760	5,905.860	5,464.330

イ) 浄化槽汚泥

(単位: t)

市町村名 \ 年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
津島市	20,945.308	20,540.219	21,822.059	21,851.601	21,847.945
愛西市	19,839.082	19,712.635	19,923.649	19,841.038	19,747.176
弥富市	24,407.892	24,700.576	24,143.724	25,272.538	23,920.283
あま市 (旧基目寺町を除く)	14,540.919	14,456.257	15,282.358	15,233.757	14,760.164
大治町	12,482.588	12,741.395	13,405.835	13,460.727	13,606.875
蟹江町	16,458.207	16,416.410	15,273.239	15,135.561	15,444.616
飛島村	6,177.004	6,317.708	6,426.296	6,927.788	6,966.581
計	114,851.000	114,885.200	116,277.160	117,723.010	116,293.640

ウ) 全体

(単位: t)

市町村名 \ 年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
津島市	22,170.431	21,630.489	22,785.034	22,773.730	22,739.475
愛西市	21,432.012	21,139.321	21,293.555	21,194.239	20,938.621
弥富市	25,755.208	25,974.700	25,433.145	26,633.732	25,143.596
あま市 (旧基目寺町を除く)	15,585.896	15,464.350	16,413.987	16,333.259	15,788.927
大治町	12,917.108	13,165.616	13,821.005	13,859.275	13,989.957
蟹江町	17,021.219	16,959.808	15,789.369	15,645.438	15,925.011
飛島村	6,536.846	6,702.536	6,718.825	7,189.197	7,232.383
計	121,418.720	121,036.820	122,254.920	123,628.870	121,757.970

(6) 各種調査結果

ア) 施設放流水検査

1) 新開センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
協定値	5.8~8.6	10	15	-	5	3000	10	1	30
R04.04	7.2~7.4	<0.5~0.6	2.3~3.9	210~230	<1	<30	0.3~1.1	0.04~0.08	1~2
R04.05	7.1~7.4	<0.5~1.1	2.9~5.0	200~230	<1	<30	0.6~0.7	0.04~0.07	1~3
R04.06	7.2~7.5	<0.5~1.9	2.7~4.5	190~200	<1	<30	0.5~6.9	0.04~0.05	<1~2
R04.07	7.2~7.5	<0.5~0.8	2.9~4.6	190~200	<1~1	<30	0.6~3.7	0.04~0.08	1~3
R04.08	7.3~7.5	<0.5~0.8	2.1~2.9	170~190	<1	<30	0.9~1.5	0.03~0.05	1~2
R04.09	7.1~7.6	<0.5~0.9	1.1~3.7	170~190	<1~1	<30	0.4~1.0	0.03~0.04	1~2
R04.10	7.1~7.3	<0.5~1.0	1.3~1.9	170~190	<1	<30	0.4~1.6	0.03~0.04	<1~1
R04.11	7.0~7.2	<0.5~1.2	0.9~2.0	170~200	<1	<30	0.5~2.2	0.03~0.08	1~2
R04.12	7.0~7.3	<0.5~0.6	1.5~4.4	180~210	<1~4	<30	1.2~3.4	0.05~0.15	<1~3
R05.01	7.2~7.5	<0.5	0.6~2.9	190~260	<1~2	<30	0.3~1.1	0.04~0.14	<1~1
R05.02	7.0~7.2	<0.5~0.9	1.1~2.7	190~200	<1~2	<30	3.6~7.8	0.02~0.03	<1~1
R05.03	6.8~7.3	<0.5~1.1	1.2~1.9	200~210	<1	<30	0.6~3.6	0.02~0.05	<1~1

(測定は毎週実施、結果の幅で表示)

2) 上野センター

	p H	B O D	C O D	塩化物イオン	S S	大腸菌群数	全窒素	全リン	色度
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	個/cm ³	mg/L	mg/L	度
基準値	5.8~8.6	20	50	-	70	3000	60	2	-
R04.04.01	6.9	0.9	4.6	25	1	<30	8.5	0.50	5
R04.05.06	7.4	0.5	10	40	1	<30	0.7	0.04	4
R04.06.02	7.2	<0.5	3.3	32	3	<30	2.6	0.10	5
R04.07.07	7.2	1.1	4.8	4.8	1	<30	2.5	0.34	7
R04.08.04	7.3	1.9	4.8	31	1	<30	3.7	0.71	8
R04.09.01	6.7	0.6	3.3	19	1	<30	2.9	0.34	5
R04.10.06	7.2	1.1	4.7	38	1	<30	5.2	0.36	7
R04.11.02	7.2	1.1	3.8	27	<1	<30	5.8	0.05	4
R04.12.01	7.3	0.6	3.8	33	3	<30	3.9	0.08	4
R05.01.05	7.1	<0.5	3.6	22	<1	<30	6.3	0.06	3
R05.02.02	6.9	2.4	4.5	27	2	<30	12	0.08	3
R05.03.02	6.8	1.8	4.7	26	5	<30	11	0.19	4

pH : 水素イオン濃度
 COD : 化学的酸素要求量
 BOD : 生物化学的酸素要求量
 SS : 浮遊物質質量

イ) 新開センター臭気測定

項 目	単位	協定値	東		西		南		北	
			R04. 07. 26	R05. 02. 07	R04. 07. 26	R05. 02. 07	R04. 07. 26	R05. 02. 07	R04. 07. 26	R05. 02. 07
アンモニア	ppm	1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	0. 1	<0. 1
メチルメルカプタン	ppm	0. 002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	0. 02	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	0. 01	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	0. 009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	0. 005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	0. 05	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	0. 007	<0. 005
プロピオンアルデヒド	ppm		<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm		<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm		<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002	<0. 002
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm		<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009	<0. 0009
イソヘキシルアルデヒド	ppm		<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003	<0. 0003
イソブタノール	ppm		<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm		<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm		<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
スチレン	ppm	0. 4	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm		<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	0. 03	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	0. 0009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	0. 001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数			<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
風向	m/s		北西	北	北北東	北東	北北西	東	北北西	北北西
風速			1. 2	<0. 5	<0. 5	<0. 5	<0. 5	<0. 5	<0. 5	0. 5

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年2回)

ウ) 上野センター臭気測定

項 目	単 位	北	南
		R04. 07. 26	R04. 07. 26
アンモニア	ppm	<0. 1	0. 1
メチルメルカプタン	ppm	<0. 0002	<0. 0002
硫化水素	ppm	<0. 002	<0. 002
硫化メチル	ppm	<0. 001	<0. 001
二硫化メチル	ppm	<0. 0009	<0. 0009
トリメチルアミン	ppm	<0. 0005	<0. 0005
アセトアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005
プロピオンアルデヒド	ppm	<0. 005	<0. 005
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0. 002	<0. 002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0. 0009	<0. 0009
イソバレルアルデヒド	ppm	<0. 0003	<0. 0003
イソブタノール	ppm	<0. 09	<0. 09
酢酸エチル	ppm	<0. 3	<0. 3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0. 1	<0. 1
トルエン	ppm	<1	<1
スチレン	ppm	<0. 04	<0. 04
キシレン	ppm	<0. 1	<0. 1
プロピオン酸	ppm	<0. 003	<0. 003
ノルマル酪酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
ノルマル吉草酸	ppm	<0. 00009	<0. 00009
イソ吉草酸	ppm	<0. 0001	<0. 0001
臭気指数		<10	<10
風向		南	南南西
風速	m/s	1. 1	1. 4

(測定場所＝敷地境界線上)

エ) 新開センター騒音・振動測定

騒音測定結果

測定日 : R04. 12. 02 R04. 12. 26

時間帯	協定値 dB (A)	測定点	結 果 dB (A)	特記事項	風向等 (m/s)
朝 R04. 12. 02 06:00～ 06:54	55以下	東	44	北側道路車両音、隣接下水処理場機械音、鳥の声	1.4 (S)
		西	50	北側道路車両音、草木音、鳥の声	1.5～1.6 (SE)
		南	46	隣接下水処理場機械音、草木音、鳥の声	1.5～1.7 (NE)
		北	42	北側道路車両音、草木音	1.4～1.6 (S)
昼 R04. 12. 02 11:18～ 12:17	60以下	東	48	北側道路車両音、航空機通過音、チャイム、鳥の声	0.5～2.0 (N)
		西	58	鳥の声	1.5 (NE)
		南	49	隣接下水処理場機械音、西側道路車両音、草木音、鳥の声	0.5 (S) ～2.1 (E)
		北	50	北側道路車両音、草木音、鳥の声	3.2 (NNE) ～2.0 (N)
夕 R04. 12. 02 19:19～ 20:12	55以下	東	46	隣接下水処理場機械音、北側道路車両音	0.1～1.1 (N)
		西	49	草木音	1.0 (NW)
		南	46	隣接下水処理場機械音、航空機通過音、草木音、 動物が枝を揺らす音	1.2 (W)
		北	44	北側道路車両音、航空機通過音、犬の声	0.4 (N)
夜 R04. 12. 02 22:16～ 23:53 R04. 12. 26 22:10～ 22:20	50以下	東	44	隣接下水処理場機械音、北側道路車両音、鉄道車両通過音	0.1 (N)
		西	47	北側道路車両音、人が落ち葉を踏む音	無風～0.1 (NW)
		南	45	隣接下水処理場機械音	0.1 (S)
		北	43	隣接下水処理場機械音、北側道路車両音、 鉄道車両通過音	無風～0.1 (NE)

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値 : L₅₀)

振動測定結果

測定日 : R04. 12. 02

時間帯	協定値 (dB)	測定点	結 果 (dB)	特記事項
昼 R04. 12. 02 11:18～ 12:17	65以下	東	30未満	－
		西	33	西側道路の交通に伴う振動
		南	30未満	西側道路の交通に伴う振動
		北	30未満	北側道路の交通に伴う振動
夜 R04. 12. 02 22:16～ 23:53	60以下	東	30未満	北側道路の交通に伴う振動 発生源を特定できない振動
		西	32	－
		南	30未満	発生源を特定できない振動
		北	30未満	北側道路の交通に伴う振動

(測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年1回) (結果は中央値 : L₅₀)

参 考 資 料

参考資料

(1) 公害防止協定書（八穂クリーンセンター）

海部津島環境事務組合（以下「甲」という。）と鍋田区自治会（以下「乙」という。）とは、甲が海部郡弥富町大字鍋田字八穂に建設した清掃工場の操業に際して、公害防止及び地域住民の健康を守り、快適かつ良好な生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清掃工場の操業に伴う施設周辺住民の生活環境の保全及び公害の未然防止を図るとともに施設運営を円滑に行うことを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、清掃工場の操業にあたって、操業に伴う公害を防止する責務を有し、この協定を遵守するものとする。

（協定値の遵守）

第3条 甲は、清掃工場の操業にあたっては、別表に定める協定値を超えてはならない。

2 協定値が将来環境省の定める基準値よりも上回った場合は、乙に報告し、前項で定める協定値は環境省の基準に変更する。

（協定値を超えた場合等の措置）

第4条 甲は、清掃工場の操業により発生する排ガス、振動、臭気、放流水が基準値を超えた場合には、直ちにこれらの項目に関わる施設の運転を一時停止するとともに協定値を超えない措置を講じた後でなければ運転を再開してはならない。

2 甲は、前項の事態になったときは、その状況を直ちに書面で通知し、並びに講じた措置の内容について、速やかに乙に書面で報告するものとする。

（公害防止対策等）

第5条 甲は、施設の運営にあたって、公害防止に最善の努力を払い、公害防止技術の進展状況を勘案して、積極的に施設の改善を行うものとする。

（運営協議会等）

第6条 清掃工場からの公害の発生を未然に防止し、清掃工場の円滑な運営を図るため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会については、別途細則を設ける。

（被害の補償）

第7条 甲は、清掃工場の操業に伴い甲の責に帰すべき事由によって生じた一切の被害を与えたときは、直ちにその損害を賠償する。

（施設の変更）

第8条 甲は、主要施設の一部を変更するときは、乙に報告し、運営協議会で協議するものとする。

（協定の有効期間及び操業）

第9条 この協定の有効期間は、清掃工場が操業を終了後10ヶ年間とする。

2 操業期間については、別途これを定める。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を三通作成し、甲、乙及び立会人記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成13年 9 月28日

(署名省略)

※組合規約の改正により、平成18年 4 月 1 日「海部津島環境事務組合」から「海部地区環境事務組合」と名称変更となりました。

協定項目及び協定値

ア) 排ガスの排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年６回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ばいじん	0.02g/m ³ N以下（O ₂ =12%換算値）
硫黄酸化物	25ppm以下
窒素酸化物	70ppm以下（O ₂ =12%換算値）
塩化水素	50ppm以下（O ₂ =12%換算値）

イ) 排ガス排出濃度（測定場所＝煙突・測定回数＝年１回）

項目	協定値 (アセス目標値)
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下（O ₂ =12%換算値）

ウ) 騒音（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

項目	協定値 (アセス目標値)
朝（６時～８時） 夕（１９時～２２時）	50dB以下
昼間（８時～１９時）	55dB以下
夜（２２時～６時）	45dB以下

エ) 振動（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

時間帯	協定値 (アセス目標値)
昼間（７時～２０時）	55dB
夜間（２０時～７時）	55dB

オ) 臭気（測定場所＝敷地境界線上・測定回数＝年１回）

項目	協定値 (アセス目標値)
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下
二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下

カ) 放流水の水質 (測定場所=排水口・測定回数=年1回)

項目		協定値 (アセス目標値)
水素イオン濃度		5.8～8.6 (pH)
生物化学的酸素要求量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
化学的酸素要求量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
浮遊物質量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
ヘキサン 抽出物質	鉱油類	2mg/L以下
	動植物油脂類	10mg/L以下
	合計	
フェノール類		0.5mg/L以下
銅		1mg/L以下
亜鉛		5mg/L以下
溶解性鉄		10mg/L以下
溶解性マンガン		10mg/L以下
総クロム		2mg/L以下
フッ素		15mg/L以下
大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³ 以下
窒素含有量		15mg/L (日間平均10mg/L) 以下
りん含有量		2mg/L (日間平均1mg/L) 以下
カドミウム		0.1mg/L以下
シアン		1mg/L以下
有機リン		1mg/L以下
鉛		0.1mg/L以下
六価クロム		0.5mg/L以下
ヒ素		0.1mg/L以下
総水銀		0.005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないこと
P C B		0.003mg/L以下
ジクロロメタン		0.2mg/L以下
四塩化炭素		0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下
トリクロロエチレン		0.3mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下
チウラム		0.06mg/L以下
シマジン		0.03mg/L以下
チオベンカルブ		0.2mg/L以下
ベンゼン		0.1mg/L以下
セレン		0.1mg/L以下

(2) 八穂クリーンセンター運営協議会設置条例

制定 平成14年3月28日

改正 平成18年3月29日

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、弥富市鍋田町八穂399番地3に設置した海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターの操業に伴い、その円滑な運営を図るため、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 公害防止対策に関する事項
- (2) 公害防止協定の協定値を超えた場合等の設置に関する事項
- (3) 主要施設の変更に係る事項
- (4) その他運営協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員16人以内で組織する。

2 運営協議会に会長1人、副会長2人を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、運営協議会の業務を統括し、会議を招集する。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 八穂クリーンセンター運営協議会規則

制定 平成14年3月28日

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年3月29日

(目的)

第1条 この規則は、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター運営協議会設置条例（平成14年海部地区環境事務組合条例第5号）第6条の規定に基づき、海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）八穂クリーンセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 運営協議会は、次の委員をもって構成する。

(1) 組合管理者、副管理者及び弥富市長

(2) 鍋田自治会8人

(3) 学識を有する者

2 学識を有する者は、組合管理者が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員の異動が生じた場合には、新たに委員となった者は、14日以内にその住所氏名を運営協議会事務局に通知する。

5 委員が、任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、都合により代理の者を出席させることができる。

7 運営協議会は、必要に応じ、委員の推薦する学識を有する者を専門委員に任命し、会議に加えることができる。

8 運営協議会は、必要に応じ専門部会を設ける。

9 運営協議会に事務局を設け、八穂クリーンセンター内に置く。

(役員)

第3条 会長は、学識を有する者を選任する。

2 副会長は、前条第1項第1号の組合側委員から1人、前条第1項第2号に規定する鍋田自治会役員から1人をそれぞれ選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員の任期途中で交替した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回開催する。

3 臨時会は、委員3人以上から請求があったときは、7日以内に開催する。

4 議長は、会議開催の都度、委員の互選により選出する。

5 会議は、委員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 会議の議事については、議事録を作成し、議長の議事録署名を経た後、これを事務局に保管する。

(報告)

第5条 組合は、会議にあたって、排ガス、排水などの測定結果、八穂クリーンセンターの操業に関する事項、運営協議会が必要と認めた事項を報告しなければならない。

(経費)

第6条 運営協議会の経費は、組合の負担とする。

(その他必要事項)

第7条 その他、運営協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）は、地区住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため甲が津島市大字津島字新開84番地に更新する海部津島衛生組合第1事業所（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次の事項について協定を締結する。

（基本理念）

第1条 甲は、施設の運営に当たっては、公害関係法令に定める事項を遵守し、公害防止に努めるものとする。

（受入れ処理の対象）

第2条 甲が受け入れ処理するものは、組合構成自治体の区域内で発生する生し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）に限るものとする。

（緑化対策及び環境美化）

第3条 甲は、第1事業所敷地内の美化に努めるとともに、諸施設周辺に緑地を設けるものとする。

（測定及び記録）

第4条 甲は、排出水の水質状況を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

甲は、大気（煤煙）、騒音、振動及び悪臭を別に定めるところにより測定し、その結果を記録しておくとともに、乙に、定期的にそれを送付するものとする。

（資料の提出及び調査）

第5条 甲は、乙から施設の利用及び処理の状況その他必要な事項に関して資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が事業所敷地内の立ち入りを要求した場合は、これに応ずるものとする。

（苦情の処理）

第6条 甲は、乙から事業所の運営に関する苦情の申し出があった場合は、事実関係の調査を行い、乙と協議のうえ善処するものとする。

（管理基準）

第7条 甲は、施設の運営に当たり、この地域の生活環境保全を考慮し、別に定める施設運転管理基準値等を守るものとする。

2 甲は、法令の改正等に伴い前項の基準値等を改定しようとするときは、その都度乙と協議するものとする。

（構成自治体の長の責務）

第8条 甲の管理者は、構成自治体の長と連絡を密にして、甲の処理区域内の適正な収集、運搬体制の確立並びに搬入業者等に対する必要な指導者について十分協議し、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に全力を期するものとする。

（その他）

第9条 甲と乙は、この協定に定めない事項その他疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれにおいて記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成8年2月2日

（署名省略）

※ この協定書は、平成8年に海部津島衛生組合において締結し、海部地区環境事務組合に継承している。

(5) 海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書細目事項

海部津島衛生組合（以下「甲」という。）と津島市新開地区代表者（以下「乙」という。）との間で平成8年2月2日締結した海部津島衛生組合第1事業所施設運営に関する協定書（以下「協定書」という。）を実施するための細目事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 協定書第4条の測定方法は、手分析及び自動測定器によるものとし、項目別の測定回数及び測定方法は、別表1のとおりとする。ただし、供用開始後（段階的供用開始の場合を含む。）測定値が安定するまでの間、必要に応じて測定回数を増加させるものとする。なお、手分析等の方法は、関係法令に定める手法とする。
- 2 協定書第5条第1項の提出資料の項目は、処理水の排水状況に関するもの、**煤煙**、騒音、振動及び臭気に関するものとする。
- 3 協定書第7条第1項に定める施設運転管理基準値は、別表2のとおりとする。
- 4 甲は、放流水の水質、**煤煙**、騒音、振動及び臭気（甲に起因するものに限る）が、施設運転管理基準値を上回ったときは、その原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。
- 5 測定値が3年以上継続して施設運転管理基準の1/10以下の範囲にある細目については、甲乙協議のうえ測定回数を減免することが出来るものとする。

※ この協定細目事項は、海部地区環境事務組合に継承している。

別表 1 項目及び測定回数

項目	細目	測定回数（内訳：測定回数）	測定方法
水質	水素イオン濃度（pH） 生物化学的酸素要求量（BOD） 浮遊物質（SS）、大腸菌群数 化学的酸素要求量（COD） 色度 T-N、T-P 透視度	連続 1回/週 2回/週 連続（1回/週） 1回/週 1回/週 1回/週	自動測定器 手分析 手分析 自動測定器 手分析 手分析 手分析
煤煙	ばいじん量 硫黄酸化物 窒素酸化物	2回/年（2回/年） 2回/年 2回/年（2回/年）	手・自動 手・自動 手・自動
騒音・振動・臭気	騒音・振動	1回/年	自動測定器
	臭気 アンモニア 硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	2回/年	手分析

（注）測定は、原則として組合が行うものとする。

別表 2 規制基準及び施設運転管理基準

項目	細目	規制基準	施設運転管理基準
水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数 化学的酸素要求量 色度 全窒素 (T-N) 全リン (T-P)	5.8以上8.6以下 日間平均20mg/L以下 日間平均70mg/L以下 日間平均3,000個/cm ³ 以下 日間平均50mg/L以下 — 日間平均60mg/L以下 日間平均8mg/L以下	5.8以上8.6以下 日間平均10mg/L以下 日間平均5mg/L以下 日間平均3,000個/cm ³ 以下 日間平均15mg/L以下 30度以下 日間平均10mg/L以下 日間平均1mg/L以下
大気	ばいじん量 (連続炉) 硫黄酸化物 窒素酸化物	0.2g/m ³ N以下 K値9以下 200ppm以下	0.2g/m ³ N以下 K値9以下 200ppm以下
騒音	昼間 (8～19) 朝夕 (6～8、19～22) 夜間 (22～6)	60dB以下 55dB以下 50dB以下	60dB以下 55dB以下 50dB以下
振動	昼間 (7～20) 夜間 (20～7)	65dB以下 60dB以下	65dB以下 60dB以下
悪臭	アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	5ppm以下 156m ³ N/h以下 0.2ppm以下 6.24m ³ N/h以下 0.07ppm以下 2.18m ³ N/h以下 0.01ppm以下 0.2ppm以下 0.1ppm以下 0.5ppm以下 2ppm以下 0.2ppm以下 0.006ppm以下 0.004ppm以下 0.01ppm以下	1ppm以下 0.14m ³ N/h以下 0.02ppm以下 0.005m ³ N/h以下 0.005ppm以下 0.0019m ³ N/h以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 0.05ppm以下 0.4ppm以下 0.03ppm以下 0.001ppm以下 0.0009ppm以下 0.001ppm以下

1 規制基準について

公害関係法令の基準値を示す。

2 施設運転管理基準について

水質は排出水、大気は排出ガス、騒音・振動及び悪臭は敷地境界線上において判定する。

(6) 用語解説

※「あいうえお」順で表示してあります。
※網掛している用語の解説をしています。

あ行

・アセス

環境影響評価（環境アセスメント）の略で、事業を実施するにあたって環境にどのような影響を及ぼすかについて自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体から意見を聴き、環境保全の観点から総合的かつ計画的に、より望ましい事業計画を作り上げていこうとする制度です。

・伊勢湾総量規制

汚染物質の排出総量を許容限度以下に規制することです。人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（伊勢湾）の水質改善を図るため、工場・事業場のみならず、生活排水等も含めた全ての汚濁発生源について、汚濁負荷量の削減対策を進める制度であり、水質汚濁防止法に基づき実施されています。

・塩化水素

大気汚染物質有害5種のうちの1つで、無色の気体です。金属を腐食する性質があり、多量に吸入すると咽頭部のけいれんや肺水腫が起き、非常に危険です。また、眼や皮膚の組織にも強烈な刺激を与え、失明を起こすこともあります。

・遠心分離機

遠心力を利用して、混合している液体と固体を分離したり、またはろ過する機械です。水分を含んでいる洗濯物から水分を取り除くために、電気洗濯機に付属している回転する円筒（脱水機）も遠心分離機の一つです。

・オーバーホール

機器を分解、清掃、検査し、不具合箇所を交換して再度組み立てることです。

か行

・化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demandの略）

代表的な水質の指標です。水中の被酸化物質が一定条件の下で酸化剤によって酸化されるのに要する酸素量です。

・攪拌ブロワ

汚泥の処理工程で汚水が沈降又は分離を防ぐために空気を送る機械です。

・活性炭

黒色の炭素質物質で、色素やガスを吸着する性質があります。

・カレット

ガラス製品をリサイクルする為に、破碎した状態のガラス屑です。

・夾雑物除去装置

し尿浄化槽汚泥に含まれる紙、布、ビニールなどの水処理に不適当な物を取り除く装置です。

- ・ **減容化**

廃プラスチックなどを圧縮して容積を減らし、同時に取り扱いやすいように結束（こん包）することです。減容化することで輸送効率を向上し、リサイクルコストやエネルギーの低減につながります。また、保管場所のスペースも少なくて済みます。

- ・ **減量化**

ごみ等の排出量を減らすことです。具体的には食べ残しを減らす、水切りにより生ごみの排出量を減らす、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

- ・ **好気性酸化方式**

酸素を好む好気性微生物が有酸素状態でし尿浄化槽汚泥中の有機物を分解する方法です。

- ・ **公債費**

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいいます。

- ・ **小型廃家電**

廃棄された家庭用小型電気製品の通称です。

さ行

- ・ **資源化**

廃棄物又は施設での残渣類を再資源化し、新たな製品の原料として利用することです。

- ・ **し渣**

し尿浄化槽汚泥に含まれていた紙、布、ビニールなどをいいます。

- ・ **集じん灰**

焼却により生じる排ガス中に含まれる飛灰をろ布に通して集めたものです。

- ・ **受水槽**

処理施設で使用する工業用水を安定給水するために貯留する槽です。

- ・ **焼却残渣**

ごみ焼却施設から最終的に排出される残渣であり、焼却灰や集じん灰の総称をいいます。

- ・ **消化方式**

消化方式のうち嫌気性消化方式のことで、メタンと二酸化炭素に分解する方法です。

- ・ **水素イオン濃度**（pH：Potential Hydrogen, Power of Hydrogenの略）

pH7を中性とし、これより高い値をアルカリ性、低い値を酸性といいます。

- ・ **スクリーンプレス**

ドラムスクリーンで取り除いたし渣（紙、布、ビニール）などの水分を減らす機械です。

- ・ **生物化学的酸素要求量**（BOD：Biochemical Oxygen Demandの略）

水中の物質を好気性の微生物が分解する際に消費される溶存酸素量のことで、

- ・ **全窒素**

水中の無機性窒素（アンモニア性窒素、亜硝酸性及び硝酸性窒素）及び有機性窒素（蛋白質はじめ種々の有機化合物の窒素）の総量で、富栄養化に関与します。

- ・ **全リン**

水中の無機体りん（りん酸イオン、ポリりん酸類、メタりん酸類等）及び有機体りん（りん脂質、りん蛋白質等）の総量で、富栄養化に関与します。

- ・ **全連続燃焼式**

24時間稼働で焼却を行う方式です。

た行

- ・ **ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの3種類の有機塩素化合物をいいます。環境中で分解しにくく、生体内の脂質に蓄積されやすく、発がん性、免疫毒性、生殖毒性、催奇形性などの毒性があるとされています。

- ・ **大気汚染物質**

ばい煙、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、有害大気汚染物質などがあります。

- ・ **脱水汚泥**

し尿浄化槽汚泥に化学薬品（高分子凝集剤）を加え遠心分離機で固液分離した固形物です。

- ・ **脱窒素処理方式**

活性汚泥法的一种で、BODだけでなく窒素を処理することも主目的とする処理法です。

- ・ **貯留曝気槽**

し尿浄化槽汚泥をエアレーションし、次の処理工程に移送するまで貯めて置く槽です。

- ・ **特殊反応助剤**

ろ過式集塵機のろ布をコーティングして保護するために使う薬剤です。

- ・ **トラックスケール**

車両の重量を測定するための大型の秤です。

- ・ **ドラムスクリーン**

夾雑物除去装置の一部で1ミリ幅のスクリーンが低速回転し、し渣（紙、布、ビニール）と污水に分ける装置です。

な行

- ・ **熱灼減量測定**

ごみ焼却施設の維持管理基準及び廃棄物の埋め立て基準の1つで未燃分を測定することです。焼却残渣の中に残る未燃物の重量比により表します。

は行

・ **煤煙**

大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物）、特定有害物質が規定されています。

・ **ばいじん**

燃焼排ガスに含まれる粉体、煤（すす）及び飛散灰等をいいます。

・ **破碎鉄**

破碎機にかけた後、磁選機を用いて回収した鉄分です。

・ **バッチ炉**

固定式の火格子の炉で、ごみを投入して燃焼が終わると灰をかき出し、また次のごみを投入するという方式の炉です。

・ **浮遊物質**量（SS：Suspended Solidsの略）

水中に浮遊する粒径 2 mm 以下の不溶解性物質の濃度で、単位はmg/Lで表わします。

・ **分離液槽**

遠心分離機でし尿浄化槽汚泥を固形物と液体に振り分けた液体を貯めて置く槽です。

ま行

・ **膜分離高負荷脱窒素処理方式**

微生物に、アンモニアや腐りやすい物資などを食べさせて、水で薄めず処理します。膜分離装置では生物処理の固液分離を行います。

ら行

・ **流動焼却装置灰ホッパー**

脱水汚泥を燃焼した灰を貯めて置く場所です。

(7) 単位・記号の解説

※測定結果等で使用されている単位・記号の説明をしています。

- ・ g/m^3 、 mg/m^3

0℃、1気圧の気体1立方メートル（1立方メートル）あたりの物質の重量です。

- ・ m^3/h

1時間あたりに流れる気体の容量です（立方メートル数）。

- ・ $\text{ng} - \text{TEQ}/\text{m}^3$

TEQは毒性等量といい、ダイオキシン類の毒性を各異性体の量にTEF（毒性等価係数）を掛けて2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（TeCDD）の量に換算して表したもので、それを1立方メートルあたりのng数（10億分の1）で示したものです。

- ・ ppm (Parts Per Millionの略)

濃度を表す単位で、100万分の1を表します。

- ・ m (ミリ：milliの略)

10^{-3} 。1000分の1を表します。

- ・ μ (マイクロ：microの略)

10^{-6} 。100万分の1を表します。

- ・ n (ナノ：nanoの略)

10^{-9} 。10億分の1を表します。

- ・ p (ピコ：picoの略)

10^{-12} 。1兆分の1を表します。

組 合 概 要

編集・発行 海部地区環境事務組合
〒496-0071
愛知県津島市新開町二丁目212番地
TEL 0567-28-3810
FAX 0567-28-3809

ホームページアドレス <http://www.atkankyo.or.jp/>

発行年月 令和5年8月
